

静岡県立森林公園森の家・森林公園施設
における管理運営業務の基準

くらし・環境部環境局環境ふれあい課

今回の指定管理者公募より、静岡県立森林公園森の家施設と森林公園施設の一体的な管理運営により、業務の効率化と更なる利用促進、利用者満足度の向上を目指すため、両施設の管理運営を一本化します。

指定管理料の上限額は、下記のとおりです。

(単位：千円)

年度	指定管理料上限	※参考内訳	
		(森の家施設)	(森林公園施設)
令和4年度	71,000	12,500	58,500
令和5年度	70,900	12,300	58,600
令和6年度	70,800	12,300	58,500
令和7年度	71,000	12,500	58,500
令和8年度	70,900	12,300	58,600
合計	354,600	61,900	292,700

※2施設を一体的に公募するため、指定管理料の上限額は合計金額とし、施設間の流用を認める。

(1) 静岡県立森林公園森の家施設における管理運営 業務の基準

(2) 静岡県立森林公園施設における管理運営業務の 基準

(1) 静岡県立森林公園森の家施設における
管理運営業務の基準

(1) 静岡県立森林公園森の家施設における管理運営業務の基準

目次

I 森の家施設について	1
1 森の家施設の概要	1
2 管理運営の対象となる公園施設	1
II 県が支払う委託料	2
III 管理運営業務	3
1 共通事項	3
2 施設等管理業務	4
3 施設等運営業務	8
4 事業運営業務	9
5 財産及び物品の使用	10
IV その他	10
1 森の家施設の管理運営体制について	10
2 個人情報の取扱いについて	11
3 記録等の作成及び保存	11
4 県からの要請への協力	11
5 区域外で異常を発見した場合の報告	11
6 森林公園運営協議会の提言の尊重	11
別紙1 県及び指定管理者の業務区分表（県立森林公園森の家施設）	12
別紙2 森の家管理運営体制一覧表	13
別紙3 個人情報取扱い特記事項	14
別表－1	15
別表－2	17
別表－3	18
別表－4	19
別表－5	21
別表－6	21
別表－7	22
別表－8	23
別表－9	24
別表－10	25
別表－11	26
別表－12	28

静岡県立森林公園森の家施設における管理運営業務の基準

静岡県立森林公園森の家施設（以下、「森の家施設」という。）において指定管理者が行う管理運営業務の内容、範囲及び基準は、「静岡県立森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例（平成4年静岡県条例第39号）。以下、「条例」という。）」によるほか、この基準による。

I 森の家施設について

1 森の家施設の概要

設置目的	宿泊、研修など多様な利用形態に対応できる施設であるとともに、家族連れや青少年、勤労者等広く県民が恵まれた自然環境のもとで研修を積み、あるいは自然に親しみ、環境保全に対する理解や、森林及び林業に対する理解を深める拠点として整備された。		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・天然のアカマツ林を主体とした豊かな自然に恵まれた森林公園内において、研修・宿泊の機能を有している。 ・木とのふれあい、自然との調和をテーマに設計されており、木造を基本とし、内装も木質仕上げとなっている。 ・天竜奥三河国定公園第2種特別地域に指定されている。 		
供用開始年度	平成4年度（平成4年9月1日）		
面積	所有者	面積	
	静岡県	9,900 m ²	

2 管理運営の対象となる公園施設

名称	静岡県立森林公園森の家施設		
所在地	浜松市浜北区根堅 2450-1		
施設			
区分	構造	延床面積(m ²)	内容
管理研修棟	RC 地上2階 地下1階	1,278	管理部門：ロビー、事務室、受付、応接室、図書コーナー 研修部門：大研修室 80人用×1 中研修室 45人用×1 小研修室 20人用×3 和室研修室 10人用×3 宿泊定員 7人（15畳）×2室 9人（18畳）×1室
多目的ホー	木造1階	554	スポーツ利用：バレーボール等

ル(やまびこホール)	大断面集成材工法		研修会利用：定員 200 人
宿泊棟	木造 2 階 在来工法	726	和室：5 人×7 室 (トイレ付き) 洋室：4 人×4 室 (バス・トイレ付き) 2 人×2 室 (バス・トイレ付き) 身体障害者対応洋室：2 人×1 室 (バス・トイレ付き)
レストラン棟(まつぼっくり)	木造 1 階 大断面集成材工法	340	80 席
多目的研修棟 (樹香庵)	木造 1 階 在来工法	75	和風数奇屋造 研修定員：10 人 宿泊定員：5 人×1 室 (バス・トイレ付き)
渡り廊下		77	
駐車場		2,400	駐車可能台数 普通小型車 50 台 パーゴラ含む
敷地内緑地		4,450	芝生、庭園木含む
計		9,900	研修定員：425 人、10 室 宿泊定員：85 人、18 室
休館日	毎月第 3 月曜日 12 月 29 日～1 月 3 日 施設点検日等		
周辺の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・万葉の森公園 (浜松市) ・フルーツパーク (浜松市) ・農林技術研究所 森林・林業研究センター (静岡県) ・浜松カントリークラブ (遠州開発 (株)) 浜北森林アスレチック・浜北森林ゴルフクラブ・浜北森林ゴルフ練習場 ((株) 浜松グリーンランド) ・あらたまの湯 (浜松市) 		
課題	・老朽化した施設の更新を進めている。		

II 県が支払う委託料

指定管理者は、県が指定管理者に支払う委託料のほか利用料金等をもって、森の家・森林公園施設の管理運営に必要な経費を賄うこととする。

県は、森の家・森林公園施設の管理運営に必要な経費として、事業計画書において提示のあった金額に基づき、予算の範囲内で年度ごとに委託料を支払うものとする。

この場合の委託料の額や支払時期、方法その他については協議のうえ決定し、年度別協定で定める。

(単位：千円)

年度	指定管理料上限	※参考内訳	
		(森の家施設)	(森林公園施設)
令和4年度	71,000	12,500	58,500
令和5年度	70,900	12,300	58,600
令和6年度	70,800	12,300	58,500
令和7年度	71,000	12,500	58,500
令和8年度	70,900	12,300	58,600
合計	354,600	61,900	292,700

※2施設を一体的に公募するため、指定管理料の上限額は合計金額とし、施設間の流用を認める。

Ⅲ 管理運営業務

1 共通事項

(1) 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理運営業務を行うこと。

(2) 管理運営方針及び経営努力目標

管理運営方針	<ul style="list-style-type: none">・自然とのふれあい体験者数の増大を図り、自然との共生や自然保護の考え方についての意識を啓発するため、森の家施設の適正な管理運営を行うこと。・質の高いサービスを提供し、利用率の向上を目指すこと。・地域等との連携の取れた運営を行うこと。
経営努力目標	<p><令和8年度目標数値> 年間利用料金 目標数値… 57,521 千円</p> <p>※ アンケート調査結果による利用者満足度の目標数値は4.5点(5点満点)と設定するが、参考数値とする。</p> <p>事業計画書の内容は、令和8年度にこの目標数値以上を達成することを前提としたものとする。その他の年度については、合理的な目標設定に基づいたものとする</p>

(3) 業務区分、リスク管理

県と指定管理者の業務区分は、別紙1の「県及び指定管理者の業務区分表(森の家施設)」による。

指定管理者の管理運営に起因する事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則として、指定管理者によるものとする。ただし、施設の瑕疵に起因する場合は、原則として県によるものとする。

(4) 保険への加入

① 指定管理者が自己の費用と責任で付保する保険

保険の種類	保険の内容	被保険者
総合賠償責任保険	本施設全域	指定管理者及び静岡県
生産物賠償責任保険	レストラン（まつぼっくり）	指定管理者

ア 施設賠償責任保険

指定管理者が加入する賠償責任保険の契約内容について、最低限の基準は下記のとおりとす。なお、県と指定管理者の双方が被保険者となる賠償責任保険に加入すること。

- ・賠償責任保険加入対象 本施設全域
- ・対人 被害者1名につき3億円以上 1事故5億円以上
- ・対物 1事故2000万円以上

なお、指定管理者は、被害が最小限となるように迅速かつ最善の対応をとるとともに直ちに県に報告すること。

2 施設等管理業務

(1) 留意事項

ア 安全面、衛生面、機能面の確保がなされ、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、日常的な管理及び定期的な保守点検を行い、異常がある場合には部品交換や補修・修繕等の適切な措置をとること。

施設の補修・修繕について、指定管理者が行う業務範囲は以下による。

- ・照明器具、畳・襖等張り替え、アンテナ修理などの設備、備品等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換
- ・1件当たり30万円未満の施設修繕（破損又は故障した施設や設備、物品を原状に復旧する行為）
- ・その他県との協議により行う施設補修・修繕等

イ 指定管理者は各種関係法令を遵守のうえ、(2)のアからテまでに示している業務をこの基準に示す数値及び頻度（別表-1から別表-15に示しているものも含む。）以上の水準を保つものとして、事業計画書の中で管理方法を提案すること。

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する防火管理者及び危険物取扱者を選任し防火管理上必要な業務を行うこと。電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気主任技術者を選任し自家用電気工作物の保守業務を行うこと。

(ア) 県は、電気事業法第39条第1項の規定により、森の家施設の自家用電気工作物を維持するため、当該自家用電気工作物に必要な措置を行う業務（以下「保安管理業務」という。）について指定管理者の責任にて義務を果たすものとする。

- (イ) 県は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。
 - (ウ) 県及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させるものとする。
 - (エ) 県及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うことを確約させるものとする。
 - (オ) 県は、指定管理者が保安管理業務を電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2に規定する要件に該当するものに委託することを承認するものとする。
- エ 建築基準法に基づく定期点検
- 建築基準法第12条第2項及び第4項の規程に基づき、県有建築物のうち一定の用途及び規模を満たす建築物の劣化の状況等について、その安全確保の徹底を図るため、定期的に点検を実施すること。
- (ア) 本業務は以下のいずれかの資格を有する者が実施するものとする。
- ① 一級建築士
 - ② 二級建築士
 - ③ 建築基準法第12条第1項及び第3項、建築基準法施行規則第6条の5に定める以下の者
 - (i) 建築物に関する点検
特定建築物調査員資格者
 - (ii) 建築設備に関する点検
建築設備検査員資格者
- (イ) 建築点検対象箇所（3年に1回実施）
- ・管理研修棟
 - ・多目的ホール
 - ・宿泊棟
 - ・レストラン棟
- (ウ) 建築設備点検対象箇所（1年に1回実施）
- 防火設備以外の建築設備

実施年度一覧

区分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
建築物	○			○	
建築設備	○	○	○	○	○

(2) 設備管理業務

ア 自家用電気工作物保安管理

- (ア) 電気工作物（受電電圧 6,600V、需用設備容量 300kVA、非常用予備発電装置容量 100kVA）の維持及び運用について、別表－1 に規定する定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合又は適合しない恐れがあるときは、必要な措置をとること。
- (イ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合は、事故原因を究明し、応急措置をするとともに、必要に応じて電気事業法第 106 条第 4 項の規定する報告又は資料の提出を行うこと。
- (ウ) 電気事業法第 107 条第 2 項に規定する立入り検査の立会いを行うこと。

イ 非常通報装置保守管理

火災時の緊急通報装置が常に正常に機能するよう、専門技術者による別表－2 に規定する定期的な通報装置の機能試験を行うこと。

ウ 消防設備保守点検

- (ア) 火災発生時に、自動火災報知設備、非常警報設備、消火機器、誘導灯、漏電火災警報装置、スプリンクラー等の設備が常に正常に機能するよう別表－3 に規定する定期的な点検を行うこと。
- (イ) 異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を取るなど、適法性及び各設備機器の耐久性を確保すること。

エ 空調設備保守管理

- (ア) 施設内に設置されている空調設備機器の安全かつ効率的な操作と適切な保守整備を行い、利用者が安全かつ快適に利用できるように努めるとともに、万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。
- (イ) 別表－4 に規定する定期的な保守点検作業を行い、異常の有無、消耗品の補充、交換、故障・異常個所の適切な措置、機器装置の清掃手入れなどを実施すること。

オ 受水槽清掃

- (ア) 常に飲料水が安全な基準を満たすよう、別表－5 に規定する定期的な清掃を行うこと。
- (イ) 万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。

カ 簡易水道検査

- (ア) 常に飲料水が安全な基準を満たすよう、別表－6 に規定する定期的な検査を行うこと。
- (イ) 万一異常値が検出された場合又は不適切な管理について指摘を受けた場合は、適切な措置をとること。

キ 浄化槽保守点検

- (ア) 浄化槽（合併処理型 440 人槽）の機能が常に正常に稼働するよう、別表－7 に規定する保守点検を行うこと。

(イ) 万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。

ク 浄化槽清掃

浄化槽（合併処理型 440 人槽）の機能が常に正常に稼働するよう、各年度 1 回（2 月を目安）定期的に清掃管理を行うこと。

ケ 浄化槽法定検査

(ア) 浄化槽（合併処理型 440 人槽）の衛生面が確保されるよう、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 11 条の規定に基づき別表-8 の法定検査を行うこと。

(イ) 万一異常値が検出された場合又は不適切な管理について指摘を受けた場合は、適切な措置をとること。

コ 浴槽水検査

(ア) 旅館業法施行条例(昭和 48 年 10 月 16 日条例第 40 号)に定める宿泊棟浴槽水の水質検査を行うこと。

(イ) 点検項目、点検頻度は別表-9 に規定するとおりとする。

(ウ) 検査の結果、基準に適合しない場合は、使用中止等、必要な措置をとること。

サ 自動ドア保守点検

(ア) 森の家管理研修棟入口 2 箇所及びレストランの入口 1 箇所の自動ドアの機能が常に正常に機能するよう、別表-10 に規定する保守点検を行うこと。

(イ) 万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。

シ 全体清掃業務、客室整備管理業務

(ア) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう森の家内の各施設の清掃を別表-11 に基づき行うこと。

(イ) 汚れやすい便所及び洗面台については、利用者が不快さを感じないように、利用状況に応じて 1 日 3 回見回り、常に衛生的な状態を維持すること。

(ウ) 施設から排出される一般廃棄物を処理し、可燃物については週 3 回以上、不燃物については月 1 回以上回収し、常に衛生面を確保する。特に生ゴミについては、施設区域内外を生息域とする鳥獣のえさとならないよう、密閉保管、処理について徹底すること。

(エ) 布団カバー、ベッドカバー、シーツ、毛布カバー、枕カバー、浴衣、茶羽織、座布団カバー、バスマット、バスタオルの洗濯乾燥を行うとともに、布団、毛布、枕については、定期的にクリーニングを行い、常に衛生的な状態で利用者に提供すること。

ス 殺虫・防虫業務

利用者が安全かつ快適に利用できるよう別表-12 に規定する防虫、殺虫を行うこと。

セ 警備業務

施設内の事故発生及び防犯のため、異常を発見した場合は、直ちに適切な措置をとるなど、安全、快適な環境を作ること。

ソ 芝生、庭園木管理

芝生、樹木の管理に当たっては、来園者の公園利用と安全を確保することはもとより、病虫害防除や施肥の実施、樹木の剪定等は、最も適切な時期や方法を選び管理すること。

タ 自動体外式除細動器(AED)保守管理

傷病者に対し救命措置のために使用する自動体外式除細動器(AED)の正常動作を確保すること。

3 施設等運營業務

森の家施設利用者が安全、安心、快適に利用できるよう、節度ある接遇及び運営を行うこと。

(1) 営業時間及び営業日の設定

営業時間及び営業日は、少なくとも、条例第3条に定めるものを満たすこととして、事業計画書の中で提案すること。

(2) 受付等窓口業務

ア 予約管理業務

予約の受付・確認、研修室の利用承認を行い、的確な部屋割りをを行うこと。

イ フロント業務

チェックイン、チェックアウト、利用客の下見案内、貴重品及び荷物預かり、遺失物管理、領収書の作成、売上金の会計処理等を行うこと。

ウ サービス業務

客室の茶器のセット、研修室のセッティング及び茶湯サービス、多目的ホールのセッティング等を行い、利用者が常に快適に施設を利用できる環境を整えること。

エ 施設利用案内業務

森の家の利用案内のみならず、森林公園内の施設運営状況を常に把握し、利用者からの問合せ等に適切に対応すること。

オ 備品貸出業務

利用者から備品借用の申出があった場合には、貸出簿等を配備し、適切な備品管理を行うこと。

(3) 広報業務

ア 利用促進を図るため、利用動向を的確に把握し、関係団体への情報提供、ポスター及びパンフレットの作成配布、インターネットやSNSを活用した情報発信、雑誌等に広告を掲載するなど普及宣伝を行うこと。

イ 広報・宣伝活動については、事業計画書の中で提案を行うこと。

(4) 安全管理業務

以下に示す内容については最低限行うべきものとして、事業計画書の中で提案を行うこと。

- ア 空調機器等の施設内設備については、日常的な操作と監視及び施設内巡視を行い、利用者の安全確保及び快適な環境の提供を図る。
- イ 緊急連絡網（県、指定管理者、警察、消防機関、医療機関等を含む。）を年度当初に作成し、県に提出する。
- ウ 大規模地震等の災害及び火災、イベント時の事故等を想定した、危機管理マニュアルを作成し、県に提出するとともに、避難訓練を各年度1回以上実施する。
- エ 大規模地震等の災害及び火災が発生した場合は、適切な避難誘導を行う。
- オ 防犯カメラの管理責任者を置き、撮影対象区域内外の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示する。
- カ 休館日その他管理者不在時の警備体制を整える。
- キ 管理者施設責任賠償責任保険に加入するなど、利用者の不慮の事故に対応すること。この場合、賠償責任保険に加入する際には被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにすること。

4 事業運営業務

(1) 留意事項

森の家施設は、宿泊、研修など多様な利用形態に対応できる施設であるとともに、家族連れや青少年、勤労者等広く県民が恵まれた自然環境のもとで研修を積み、あるいは自然に親しみ、環境保全に対する理解や、森林及び林業に対する理解を深めるといった目的を持っている。この目的を踏まえた上で、指定管理者の持つノウハウの活用や創意工夫により、効果的な施策について、事業計画書で提案を行うこと。

(2) 自主事業について

指定管理者が自主事業（自らが公園施設を使用して行う事業。有料事業と無料事業がある。）を行う場合は、県の承認を得る必要がある。自主事業が条例第2条の設置目的にふさわしくないと判断したものは、承認しない場合がある。

指定管理者の持つノウハウを活用し、利用者が自然に親しみ、環境保全などへの理解を深めるための新しい工夫を取り入れた多彩なイベント、プログラム等の実施や利用者のニーズに合ったサービスの提供など事業計画書の中で提案を行うこと。

事業計画書の中で提案のあった自主事業のうち、県が適当と認めるものは、指定開始時に承認することとする。

また、事業計画書に提案のない自主事業について実施したい場合は、各年度計画書（変更の場合は、変更計画書）により県の承認を受けること。

なお、レストラン運営業務については、指定管理者において必ず実施すること。

（レストラン運営業務）

- ・食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)その他の関係法令で定められた保健衛生、食品衛生に関する必要な措置をとり、適正な価格でかつ利用者が満足する飲食の提供を行うこと。

- ・地元の特産品の活用や広報宣伝に努め、地域の振興に配慮すること。
- ・既存の県備品以外に必要な機材などについては、指定管理者において用意すること。

(3) 指定管理者による施設の設置について

指定管理者が、森の家施設の利便性を増すために、独自に施設を設置する計画がある場合は、事業計画書の中で提案を行うこと。新たな施設の設置には知事の承認が必要である。設置する施設が、条例第2条の設置目的にふさわしくないと判断したものである場合は、承認しない方針である。

また、森の家施設の区域は国定公園第2種特別地域に含まれるため、地域内での工作物等の設置及び土地の形状変更等の行為にあたっては、自然公園法（昭和32年法律第161号）による許可を得る必要がある。

設置する施設は、指定期間終了後に撤去可能なものとする。設置及び撤去にかかる費用は、指定管理者が負担することとする。

事業計画書において提案されたもののうち、県が適当と認めるもので、自然公園法の許可が必要な場合に当該許可を得たものについては、指定期間開始時に承認することとする。この施設において、料金を徴収したり、売上金を得る場合は、自主事業となる。

また、事業計画書に提案のない施設を指定管理期間中に設置したい場合は、各年度計画書（変更の場合は、変更計画書）により県の承認を受けること。

新たな施設を設置する場合には以下の点に留意すること。

ア 遊具の設置

新たな遊具を設置しようとする場合は、事業計画書又は承認申請の際において、その施設が条例第2条の設置目的の達成のために適した種類、構造であること、安全性が十分に確保された施設であることを説明すること。

イ 飲食施設、物販施設等の設置

(ア) 飲食施設、物販施設を設置する場合は、森の家施設及び静岡県立森林公園施設（以下、「森林公園施設」という。）の利用者を対象とした規模、施設内容とする。これらの施設を利用しない飲食又は購買のみが目的の客を誘致する施設の設置は不可とする。

(イ) 自動販売機の設置には必要な許可を得ること。

(ウ) アルコール類の販売は可とする。ただし、アルコール類の販売を中心とする施設の設置は不可とする。

5 財産及び物品の使用

指定管理者は県との契約により、県の財産及び物品等を使用することができる。

IV その他

1 森の家施設の管理運営体制について

各業務の管理運営体制については、別紙 2 を参考にすること。

2 個人情報取扱いについて

静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号）及び別紙 3 の個人情報取扱い特記事項を遵守すること。

3 記録等の作成及び保存

- (1) 管理運営業務並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、県から施設の管理運営又は経理状況に関する報告や実地調査を求められた場合は、速やかに県の指示に従い、誠実に対応すること。
- (2) 管理運営業務の作業実施状況等の記録類、記録写真について、県から請求があった場合は、速やかに県の指示に従い、誠実に対応すること。

4 県からの要請への協力

- (1) 県から、森の家施設の運営並びに現状等に関する調査又は作業の指示があった場合には、適切な対応を行うこと。
- (2) 県が実施又は要請する事業に対しては、積極的な支援協力を行うとともに、実施についても支援協力を行うこと。

5 区域外で異常を発見した場合の報告

管理運営業務を行う中で、森の家施設の区域外（森林公園内）での不法占用、廃棄物の投棄等の異常を発見した場合には、直ちに県に報告すること。

6 森林公園運営協議会の提言の尊重

県、浜松市、有識者等から成る静岡県立森林公園運営協議会の行う提言については、できる限り尊重すること。

県及び指定管理者の業務区分表（県立森林公園園森の家施設）

業務区分		業務内容	管理区分		摘要	
			静岡県	指定管理者		
施設管理	樹木・植物管理	庭園、敷地内の芝生、樹木、花壇等の維持管理		○		
	施設管理	建築物、工作物の維持管理・警備等		○		
	設備管理	設備の保守点検・巡視等		○		
	施設補修	小規模補修			○	30万円未満の小修繕
		大規模補修		○		30万円以上の大規模修繕については県と協議
	施設整備	構築物、工作物の新設等		○	指定期間の範囲内で設置及び撤去が可能なもの	
	備品管理	現在ある備品の指定管理者への貸付け		○		
		貸付備品の管理、修理			○	
		現在ある備品の更新		○		県との協議が整ったもの
		備品の新規購入		○	○(※)	(※)指定管理者が自己費用により任意に購入した備品の所有権は指定管理者に帰属
安全対策	防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り等			○		
占用許可	静岡県財産規則に基づく占用許可		○		県は許可にあたって、指定管理者と協議を行う	
行為の許可	自然公園法に基づく行為の申請・許可		○	○	指定管理者が自ら申請を行う場合には県と協議を行う	
施設運営	利用承認	施設の利用承認		○		
	施設運営	施設の運営		○		
	利用案内	施設の利用案内		○		
	備品貸出	備品の貸出		○		
	データ収集等	利用者数等のデータ収集、利用者アンケート調査等		○		
事業運営	利用促進	指定管理者のノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベントや利用者ニーズにあったサービスの提供による利用促進		○		
	広報・営業	利用促進のための各種広報、営業活動		○		
県有財産管理	土地の管理	境界の維持管理	○			
	台帳の調整、管理	財産台帳の調整、管理	○			
	財産の取得、処分、貸付、借受	所有権取得行為、処分行為、財産貸付行為、借受行為	○			
	その他の財産管理行為	財産の維持・保全	○			
指定管理者の財産		財産の維持・保全		○		

森の家管理運営体制一覧表

区分	業務内容	支配人	フロント係	客室係	レストラン係
総括	森の家の管理運営の総括	○			
	イベント調整、支援	○	○		
	物品購入	○			
	県との調整	○			
	宿泊及び研修利用者の満足度調査 会議への出席	○			
予約管理	予約受付、予約確認	○	○		
	予約台帳管理		○		
	利用承認	○			
	部屋割り表作成		○		
	実績統計作成	○			
フロント業務	当日受け入れ準備		○		
	チェックイン業務、施設の利用案内	○	○		
	利用客の下見案内、各種手配、観光案内	○	○		
	貴重品及び荷物預かり、遺失物管理	○	○		
	領収書の作成		○		
	チェックアウト業務、会計処理、つり銭管理		○		
	売上金管理	○	○		
非常時対応（けが人、火災、病人、事故等）	○	○			
客室	ベッドメイク、茶器セット			○	
	リネン類の搬出、搬入			○	
	備品の整理（ハンガー、スリッパ）			○	
	室内清掃			○	
	上記業務の指導、チェック	○		○	
サービス	研修室のセッティング	○	○		
	研修室のセッティング湯茶サービス		○		
	多目的ホールのセッティング	○	○		
	上記業務の指導、チェック	○			
レストラン	厨房担当				○
	配膳担当				○
	衛生管理の指導、チェック	○			○
	接客対応の指導、チェック	○			○
	県備品の維持管理				○
	利用者満足度の調査 状況に応じた人員の配置調整	○			○
営業企画	利用促進のための宣伝活動	○	○		
	顧客訪問	○	○		
	視察者案内	○	○		
	マスコミ対応	○	○		
	先進施設の見学等の研修計画	○	○		
設備管理	湯温監視	○	○		
	空調稼働監視	○	○		
	館内放送設備のメンテナンス	○	○		
	照明等電気設備のメンテナンス	○	○		
安全確認	夜間における緊急事態の対応	○	○		
	就寝時の戸締り、火気点検	○	○		
	監視カメラの管理	○	○		
	館内巡視	○	○		
	地震等の災害対策及び避難誘導	○	○		
清掃	館内施設の清掃管理（外注先の指導、チェック）	○	○		
	施設敷地内の清掃管理	○	○		

個人情報取扱い特記事項

第1 基本的事項

指定管理者は、県との協定による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

指定管理者は、県との協定による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

指定管理者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

指定管理者は、県の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

指定管理者は、県の同意がある場合を除き、県との協定による業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

指定管理者は、県との協定による業務を処理するため県から提供を受け、又は指定管理者自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この協定終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

指定管理者は、県の同意がある場合を除き、静岡県立森林公園園森の家施設の利用促進以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

県は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を指定管理者に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

指定管理者は、県との協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに県に報告し、県の指示に従わなければならない。

自家用電気工作物保安管理の点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
受電設備 (含配電設備・二次変電室設備)	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		継電器の動作試験		○	○	
		継電器との結合動作試験			○	
		トリップ回路の導通試験		○		
		絶縁油酸価試験			○※1	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※1	
		放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○			
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		絶縁油透明度試験			○※2	
絶縁油酸価試験				○※2		
絶縁油耐圧試験				同上不良の場合		
内部点検				○※2		
放電雑音チェック			○			
温度チェック			○			
配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○		
	継電器の動作試験			○		
	継電器との結合動作試験			○		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック		○			
接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○※3	○※3		
蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定	1回/年度	○	○		
	液温測定	1回/年度	○	○		

		電圧測定	1回／年度	○	○	
電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※6	
		接地抵抗測定		○※3	○※3	
		温度チェック		○		
		漏洩電流測定	○※4	○※4		
		絶縁監視	○※5	○※5	○※5	
非常用予備発電装置	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○※3	○※3	
遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ	

注（１）「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいう。

（２）定期点検 A は、各年度 6 回行うものとする。

（３）定期点検 B（Ⅰ）は無停電で行う点検（無停電点検）で、定期点検 B（Ⅱ）は停電をして行う点検（停電点検）をいう。なお、定期点検 B（Ⅰ）は各年度 1 回実施し、3 年に 1 回は定期点検 B（Ⅰ）にかえて定期点検 B（Ⅱ）を行うものとする。

※直近の定期点検 B（Ⅱ）は令和 2 年 1 月 8 日に実施済。

（４）※ 1 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過時に、10 年を超えたものは 5 年経過毎にそれぞれ行うものとする。

（５）※ 2 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過毎に、20 年を超えたものは 3 年経過毎にそれぞれ行うものとする。

（６）※ 3 を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。

（７）※ 4 を付した測定は毎月点検の場合は、隔月 1 回高圧受変電設備の変圧器の B 種接地線で行うものとする。ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

（９）※ 5 を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検 A, B 実施時、誤差試験を各年度 1 回行うものとする。

非常通報装置保守点検項目一覧表

設備区分	対象	数量	保守管理事項	点検整備期間	備考
火災通報設備	発信機	1台	電源電圧確認	隔 月	
			蓄電池電圧確認	隔 月	
			充電電圧確認	隔 月	
			119番通報試験	各年度2回	
			保守センタ機械的点検	各年度2回	
	遠隔起動装置		外観点検・表示点検	各年度2回	
			各作動点検	各年度2回	

消防設備保守点検項目一覧表

設備区分	対象	数量	保守管理事項	点検整備期間	
				機器点検(2月)	総合点検(8月)
自動火災報知設備	受信機	1	感知器作動にともなう火災表示の点灯確認及び外観点検他	○	○
	発信機	10	押しボタン又は送受話器を操作し、作動及び応答ランプの点灯確認他	○	○
	表示灯	10	外観点検、清掃他	○	○
	電鈴	10	発信機操作にともない、非常ベル作動確認及び音圧計による音圧確認他	○	○
	各感知器	177	作動、警戒区域の表示確認他	○	○
	常用電源	1	停電状態にした時の自動的に予備電源に切り替わり、復旧した時に正常に戻る確認他	○	○
	予備電源	1	端子電圧が規定数値であるかの確認他	○	○
	絶縁測定	1	絶縁計による回路の絶縁抵抗値が適正であるかを計る他		○
非常放送設備	増幅器操作部	1	外観点検、清掃他	○	○
	スピーカー及びマイクロフォン	42	マイクロフォンを使用しサイレン等の警報確認と音圧計を使用しスピーカーからの音圧確認する他	○	○
	起動装置	1	外観点検及び操作確認他	○	○
	火災連動	1	自動火災報知設備から起動の為の信号が送信された際、自動的に作動するかの確認他	○	○
	常用電源	1	停電状態にした時の自動的に予備電源に切り替わり、復旧した時に正常に戻る確認他	○	○
	予備電源	1	端子電圧が規定数値であるかの確認他	○	○
	絶縁測定	1	絶縁計による回路の絶縁抵抗値が適正であるかを計る他		○
消火器具	外観点検他	17	外観点検、圧力点検、清掃、表示点検他	○	○
誘導灯設備	外観点検他	27	外観点検、蓄電池試験、清掃、表示確認他	○	○
	絶縁測定	1	絶縁計による回路の絶縁抵抗値が適正であるかを計る他		○
漏電火災警報器	漏電火災警報器	6	漏電試験機を使用しての漏洩電流検出試験及び作動に伴う受信機への信号表示確認他	○	○
	専用受電	1	同上	○	○
	絶縁測定	1	絶縁計による回路の絶縁抵抗値が適正であるかを計る他		○
スプリンクラー設備	加圧送水装置	1	外観点検及び作動試験他	○	○
	起動装置	1	設定圧力値の確認のうえ、排水弁操作による起動確認他	○	○
	ヘッド	403	外観点検、清掃他	○	○
	操作盤	1	ポンプ等の押ボタン操作他	○	○
	流水検知装置	6	外観点検及び作動圧力の確認他	○	○
	送水口	1	外観点検、清掃他	○	○
	補助散水栓	5	外観点検、清掃他(総合点検のみ放水圧力、放水量を測る)	○	○
	表示盤	1	作動時異常時における表示点灯確認	○	○
	常用電源	1	目視による電源灯点灯確認他	○	○
	絶縁測定	1	絶縁計による回路の絶縁抵抗値が適正であるかを計る他		○

空調設備機器保守管理一覧表

機器名称	図面記号	型式	設置場所(名称)	点検回数	点検時期	備考
ビル用マルチエアコン (室外機)	ACO 1	PUHY-RP280DMG5(10馬力タイプ)	管理研修棟:屋上	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室内機)	ACI 1-1	PEFY-P140MG5(天井埋込形)	管理研修棟:1階 玄関ホール(1階ギャラリー)	2	6、11月	
〃	ACI 5-1	PEFY-P56MG5(天井埋込形)	1階 ギャラリー	2	6、11月	
〃	ACI 5-2	PEFY-P56MG5(天井埋込形)	1階 廊下	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室外機)	ACO 2	PUHY-RP280DMG5(10馬力タイプ)	管理研修棟:屋上	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室内機)	ACI 4-3	PEFY-P71MG5(天井埋込形)	1階 和室研修室2	2	6、11月	
〃	ACI 4-4	PEFY-P71MG5(天井埋込形)	1階 和室研修室3	2	6、11月	
〃	ACI 5-3	PEFY-P71MG5(天井埋込形)	1階 和室研修室1	2	6、11月	
業務用ロスナイ 天井 埋込形 マイコンタイプ	HEU 1	LGH-N50RX2D(天井埋込形)	1階 玄関ホール(倉庫)	2	6、11月	
全熱交換器			1階 和室研修室1(廊下)	2	6、11月	
〃			1階 和室研修室2(廊下)	2	6、11月	
〃			1階 和室研修室3(廊下)	2	6、11月	
〃			1階 第1小研修室	2	6、11月	
〃			1階 第2小研修室	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室外機)	ACO 3	PUHY-RP280DMG5(10馬力タイプ)	管理研修棟:屋上	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室内機)	ACI 4-7	PEFY-P71MG5(天井埋込形)	1階 事務室	2	6、11月	
〃	ACI 5-4	PEFY-P56MG5(天井埋込形)	1階 第2小研修室	2	6、11月	
〃	ACI 6	PEFY-P56MG5(天井埋込形)	1階 第1小研修室	2	6、11月	
〃	ACI 7	PMFY-P28BMG5(天井埋込カセット形 1方向吹出しタイプ)	1階 管理人室	2	6、11月	
〃	ACI 8	PMFY-P36BMG5(天井埋込カセット形 1方向吹出しタイプ)	1階 応接室	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室外機)	ACO 6	PUHY-RP280DMG5(10馬力タイプ)	管理研修棟:屋上	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室内機)	ACI 1-3	PEFY-P140MG5(天井埋込形)	1階 玄関ホール (2階ラウンジ)	2	6、11月	
〃	ACI 1-4		1階 玄関ホール(2階廊下)	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室外機)	ACO 7	PUHY-RP280DMG5(10馬力タイプ)	管理研修棟:屋上	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室内機)	ACI 3-1	PEFY-P71MG5(天井埋込形)	2階 ラウンジ	2	6、11月	
〃	ACI 4-1	PEFY-P71MG5(天井埋込形)	2階 廊下	2	6、11月	
〃	ACI 4-2	PEFY-P71MG5(天井埋込形)	2階 廊下	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室外機)	ACO 8	PUHY-RP160DMG5(6馬力タイプ)	管理研修棟:屋上	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室内機)	ACI 1-2	PEFY-P140MG5(天井埋込形)	1階 玄関ホール (1階事務室)	2	6、11月	
〃	ACI 9	PMFY-P22BMG5(天井埋込カセット形 1方向吹出しタイプ)	1階 休養室	2	6、11月	
パッケージエアコン	ACP 1	PSZX-ERP280KK	2階 大研修室	2	6、11月	
〃	〃	〃	2階 中研修室	2	6、11月	
〃	ACP 2	PSZ-ERMP140KK	2階 大研修室	2	6、11月	
〃	ACP 3	PSXZ-ERMP112KK	2階 第3小研修室	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室外機)	ACO 9	PUHY-RP280DMG5(10馬力タイプ)	宿泊棟:屋外	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室内機)	ACI 12	PEFY-P71MG5(天井埋込形)	1階 玄関ホール (洗濯コーナー)	2	6、11月	

''	ACI 13-3	PLFY-P45LMG5(天井埋込カセット形 2方向吹出しタイプ)	1階 廊下	2	6、11月	
''	ACI 13-4	PLFY-P45LMG5(天井埋込カセット形 2方向吹出しタイプ)	1階 廊下	2	6、11月	
''	ACI 14-4	PLFY-P36LMG5(天井埋込カセット形 2方向吹出しタイプ)	2階 廊下	2	6、11月	
''	ACI 14-5	PLFY-P36LMG5(天井埋込カセット形 2方向吹出しタイプ)	2階 廊下	2	6、11月	
''	ACI 14-6	PLFY-P36LMG5(天井埋込カセット形 2方向吹出しタイプ)	2階 廊下	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室外機)	ACO 10	PUHY-RP224DMG5(8馬力タイプ)	宿泊棟:屋上	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室内機)	ACI 12'	PEFY*P71MG5(天井埋込形)	1階 玄関ホール (脱衣室 大)	2	6、11月	
''	ACI 13-2	PLFY-P45LMG5(天井埋込カセット形 2方向吹出しタイプ)	1階 廊下	2	6、11月	
''	ACI 15	PMFY-P36BM5(天井埋込カセット形 2方向吹出しタイプ)	1階 脱衣室 (大)	2	6、11月	
''	ACI 16	PMFY-P28BMG5(天井埋込カセット形1 方向吹出しタイプ)	1階 脱衣室 (小)	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室外機)	ACO 11	PUSY-P160MH1(6馬力タイプ)	宿泊棟:屋外	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室内機)	ACI 13-1	PLFY-P45LMG5(天井埋込カセット形 2方向吹出しタイプ)	1階 廊下	2	6、11月	
''	ACI 14-1	PLFY-P36LMG5(天井埋込カセット形 2方向吹出しタイプ)	2階 廊下	2	6、11月	
''	ACI 14-2	PLFY-P36LMG5(天井埋込カセット形 2方向吹出しタイプ)	2階 廊下	2	6、11月	
''	ACI 14-3	PLFY-P36LMG5(天井埋込カセット形 2方向吹出しタイプ)	2階 廊下	2	6、11月	
室内機リモコン		PAR-40MA(MAスマートリモコン)		2	6、11月	8台
集中リモコン		PAC-YT40ANR-W1(ON/OFF リモコン)		2	6、11月	
ビル用マルチエアコン (室外機)	ACO 12	PUGY-RP280DMG5(10馬力タイプ)	レストラン棟:屋外	2	6、11月	
ビル用マルチエアコン	ACI 17	PCFY-P140HMG5(厨房用 天吊形)	調理室	2	6、11月	
パッケージエアコン	PAC 1	PFHV-PR670CM-E	空調機械室	2	6、11月	
室内機リモコン		PAR-40MA(MA スマートリモコン)		2	6、11月	2台
エアコン	ACO 13	RAS-AP280DSR3	厨房	2	6、11月	
''	ACO 14	MXZ-9010S	樹香庵	2	6、11月	
''		PAH-25DC	レストラン	2	6、11月	
''		PVH-8D	レストラン	2	6、11月	
''		PVH-8D	レストラン	2	6、11月	
''		PVH-8D	レストラン	2	6、11月	
''		MLZ-2810S	宿泊棟 101	2	6、11月	
''		MLZ-3210S	宿泊棟 102	2	6、11月	
''		MULZ-GX362AS	宿泊棟 103	2	6、11月	
''		MLZ-2810S	宿泊棟 105	2	6、11月	
''		MTZ28RAS	宿泊棟 106	2	6、11月	
''		MTZ28RAS	宿泊棟 107	2	6、11月	
''		MTZ28RAS	宿泊棟 108	2	6、11月	
''		MLZ-2810S	宿泊棟 201	2	6、11月	
''		MLZ-4010S	宿泊棟 202	2	6、11月	
''		MULZ-GX402AS	宿泊棟 203	2	6、11月	
''		MTZ-40GS	宿泊棟 205	2	6、11月	
''		MTZ-40GS	宿泊棟 206	2	6、11月	
''		MTZ-40GS	宿泊棟 207	2	6、11月	
''		MTZ-40GS	宿泊棟 208	2	6、11月	

受水槽清掃点検項目一覧表

対象となる設備

名 称	容量	有効水量	槽数	槽式	構造
受 水 槽	20m3	16.8m3	1	2槽式	ステンレス

点検管理項目

項 目	受水層	管末水栓	点検管理期間		
			毎日	毎月	随時
遊離分離塩素	○	○			各年度1回
色 度	○	○			各年度1回
濁 度	○	○			各年度1回
臭 気	○	○			各年度1回
味	○	○			各年度1回
槽付近の状況	○				各年度1回
槽外側の変形・腐蝕	○				各年度1回
槽外への漏水	○				各年度1回
入口の締付け状況	○				各年度1回
通気管の防虫網	○				各年度1回
自動制御装置の状況	○				各年度1回
サクシヨン管の腐蝕	○				各年度1回
給水装置の機能	○				各年度1回
揚水ポンプの状態	○				各年度1回
槽内の亀裂・塗装の劣化状況	○				各年度1回
槽内のはしごの腐蝕状況	○				各年度1回

簡易専用水道検査項目一覧表

対象となる設備

名 称	容量	使用水量	槽数	槽式	構造
受 水 槽	20m3	750m3/月	1	2槽式	ステンレス

検査項目

項 目	検査事項	点検検査期間		
		毎日	毎月	随時
給水設備点検			2回	
飲料水外観検査		○		
残留塩素測定		○		
施設の外観	水槽周囲の状態			各年度1回
	水槽本体の状態			各年度1回
	水槽上部の状態			各年度1回
	水槽内部の状態			各年度1回
	マンホールの状態			各年度1回
	オーバーフロー管の状態			各年度1回
	通気管の状態			各年度1回
	水抜き管の状態			各年度1回
水質検査	給水管の状態			各年度1回
	臭気			各年度1回
	味			各年度1回
	色			各年度1回
	濁り			各年度1回
書類検査	残留塩素			各年度1回
	書類の整備保存状況			各年度1回

浄化槽保守点検点検項目一覧表

項目	点検事項	点検整備期間					備考
		毎月	毎週	毎月	隔月	随時	
流入系統	流入状況			2回			
	スクリーン、砂だまりの状況			2回			
	原水ポンプの状況			2回			
	破砕機、異常音			2回			
	沈殿分離そうの状況			2回			
	流量調整そうの状況			2回			
	流入水温度			2回			
	流入水pH			2回			
接触ばっ気そう	接触材の生物膜の生育状況			2回			
	接触材の目詰まりの有無			2回			
	発砲の有無			2回			
	ばっ気装置の状況			2回			
	かくはん及び回流			2回			
	剥離汚泥の生成状況			2回			
	水温			2回			
	pH			2回			
沈殿そう	沈殿状況			2回			
	縮流堰の流水の状況			2回			
	スカムの浮上			2回			
汚泥濃縮そう 及び 汚泥貯留そう	臭気の発生			2回			
	スカムの浮上			2回			
	縮流堰の異物の付着			2回			
	汚泥引き抜きの要、不要			2回			
消毒そう	スカム等の浮上の有無			2回			
	消毒剤の投入			2回			
臭気	各室の臭気の発生状況			2回			
処理水の水質	色相			2回			
	臭気			2回			
	水温			2回			
	pH			2回			
	残留塩素			2回			
	亜硝酸反応			2回			
	透視度			2回			
機器類の点検	原水ポンプ			2回			電流、音振動、リレーのチェック
	流量調整ポンプ			2回			
	消泡ポンプ			2回			
	排水ポンプ			2回			
	ばっ気用ブロワー			2回			電流、音振動、リレー、オイル、ベルトのチェック
	攪拌用ブロワー			2回			

浄化槽法定検査項目一覧表

項目	細項目	内 容	点検期間
外観検査	設置状況	破損、変形、漏水、土砂の流入等	各年度1回
	設備の稼動状況	ポンプ、ばっ気装置、制御装置、生物膜の状況、活性汚泥の状況等	〃
	水の流れ方の状況	原水ポンプ槽の水位、ばっ気槽の水位・水流、沈殿槽の水位・水流、接触ばっ気槽の汚泥・スカム、消毒槽の汚泥・スカム、汚泥の流出状況等	〃
	使用の状況	油脂類の流入、異物の流入等	〃
	悪臭の発生状況	悪臭の発生、悪臭防止措置の実施	〃
	消毒の実施状況	消毒剤の有無、処理水と消毒剤の接触	〃
	カ、ハエ等の発生状況	カ、ハエ等の発生状況	〃
書類検査	保守点検の記録	記録の有無、点検回数、保守点検業者	〃
	清掃の記録	記録の有無、前回清掃日、清掃業者名	〃
水質検査	水素イオン濃度(pH)		〃
	汚泥沈殿率		〃
	溶存酸素量		〃
	塩素イオン濃度		〃
	残留塩素濃度		〃
	透視度		〃
	生物化学的酸素要求量		〃

浴槽水検査項目一覧表

検査項目	大浴場	小浴場	基準値	点検頻度
濁 度	○	○	5度以下	各年度1回
pH 値	○	○	5.8以上8.6以下	各年度1回
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	○	○	25mg/L以下	各年度1回
大腸菌群	○	○	1個/mL以下	各年度1回
レジオネラ属菌	○	○	10CFU/100mL 未満	各年度1回

自動ドア保守点検項目一覧表

対象となる設備

名 称	モーター	コントロールボックス	スイッチ補助センサー	備 考
正面入口	SKTQ-612	ST	内OA-72V 外DA303	
通路側入口	SKTQ-612	ST	内OA-72V 外DA303	
レストラン入口	SKTQ-612	ST	内外DA303	

点検項目

項 目	細 分	点検整備期間	備 考
ドアサッシ部	ドアの破損	各年度2回	5月、11月
	建付け・チリ・ヨリ具合		
	振れ止めの緩み・脱落		
	異音		
	ガイドレール内の異物		
動力部・作動部	点検カバーの状態		
	裏ベルトの緩み・磨耗		
	モーターの異音・異常過熱		
	ギアの消耗・破損		
	モータープーリーの状態		
	従動プーリーの状態		
	ベルト・ワイヤーチェーンの緩み・磨耗		
制御部	油漏れ		
	コネクタ・配線状況		
	スピード状態		
	ブレーキ状態		
	タイマー状態		
懸架部	リードスイッチ状態		
	吊車・ベアリングの消耗・破損		
	ハンガーレールの汚れ・磨耗		
	吊金具・ボルト類の緩み破損		
	連結金具の緩み・破損		
スイッチ部	ストッパーの締結		
	コネクタの脱落状態		
	エリア状態		
	感度状態		
	配線・リード線の断線・腐蝕		
	電波の発信・受信状態		
	タッチ板接触点の不良・破損		
その他	レンズ損傷		
	鍵の作動状態		
	鍵受けの緩み・破損		

全体清掃業務、客室整備管理業務一覧表

区 分	数 量	面積(m ²)	延面積(m ²)	床材質	日常清掃 (原則毎日)	客室清掃 (原則稼働日)	定期清掃 (6月・2月)	ガラス清掃 (6月・2月)	備 考 (定期清掃業務内容)		
管理研修棟1F	玄関ホール	1	262	262	ホレンガブロック	○	—	○	○	(機械清掃/ワックス)	
	風除室 A	1	13	13	玉砂利洗い出し	○	—	○	○	(機械清掃)	
	風除室 B	1	9	9	玉砂利洗い出し	○	—	○	○	(機械清掃)	
	湯沸室	1	4	4	塩ビ系シート	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
	男子便所	1	16	16	塩ビ系シート	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
	女子便所	1	13	13	塩ビ系シート	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
	身障者便所	1	6	6	塩ビ系シート	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
	廊下 A&B	1	57	57	ホレンガブロック	○	—	○	○	(機械清掃/ワックス)	
	階段	1	22	22	木製	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
	和室研修室15畳	3	30	90	畳	—	240日/年	○	○	平均20日/月	
	和室研修室土間	1	17	17	玉砂利洗い出し	—	〃	○	—	〃	
	小研修室	2	34	68	タイルカーペット	—	144日/年	○	○	平均12日/月	
	事務室(受付)	1	26	26	畳	○	—	—	○		
	休養室	1	8	8	タイルカーペット	○	—	—	—		
	応接室	1	11	11	タイルカーペット	○	—	—	○		
	管理人室	1	34	34	タイルカーペット	○	—	—	—		
	倉庫 A	1	27	27	塩ビ系シート	—	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
	管理研修棟2F	ホール・ラウンジ	1	75	75	タイルカーペット	○	—	○	○	(機械洗浄)
		湯沸室	1	4	4	タイルカーペット	○	—	○	—	(機械洗浄)
男子便所		1	18	18	塩ビ系シート	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
女子便所		1	13	13	塩ビ系シート	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
廊下 C		1	35	35	カーペット	○	—	○	○	(機械清掃/ワックス)	
大研修室		1	112	112	タイルカーペット	—	144日/年	○	○	平均12日/月	
中研修室		1	66	66	タイルカーペット	—	〃	○	○	〃	
小研修室		1	35	35	タイルカーペット	—	〃	○	○	〃	
倉庫 B		1	10	10	塩ビ系シート	—	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
倉庫 C		1	20	20	塩ビ系シート	—	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
管理研修棟 計				1,071							
宿泊棟 1F	廊下	1	78	78	タイルカーペット	○	—	○	○	(機械洗浄)	
	玄関ホール	1	31	31	ホレンガブロック	○	—	○	○	(機械清掃/ワックス)	
	自販機コーナー	1	4	4	塩ビ系シート	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
	湯沸室	1	5	5	塩ビ系シート	○	—	○	○	(機械清掃/ワックス)	
	TELコーナー	1	11	11	塩ビ系シート	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
	洗濯コーナー	1	5	5	塩ビ系シート	○	—	○	○	(機械清掃/ワックス)	
	リネン室	1	5	5	塩ビ系シート	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
	男子便所	1	6	6	塩ビ系シート	○	—	○	○	(機械清掃/ワックス)	
	女子便所	1	5	5	塩ビ系シート	○	—	○	○	(機械清掃/ワックス)	
	階段	1	19	19	木製	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
	階段ホール	1	20	20	タイルカーペット	○	—	○	○	(機械洗浄)	
	踏み込み(浴室)	1	7	7	塩ビ・檜板	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)	
	脱衣室(大)	1	12	12	塩ビ系シート	○	—	○	○	(機械清掃/ワックス)	
	脱衣室(小)	1	7	7	塩ビ系シート	○	—	○	○	(機械清掃/ワックス)	
	浴室(大)	1	19	19	タイル・FRP浴槽	○	—	○	○	(ブラシ清掃)	
	浴室(小)	1	12	12	タイル・FRP浴槽	○	—	○	○	(ブラシ清掃)	
	客室(和室5人用)	3	30	90	畳・檜板・塩ビ	—	216日/年	○	○	平均18日/月	
	客室(身障者用)	1	30	30	カーペット・塩ビ	—	〃	○	○	〃	
	客室(洋室4人用)	2	33	66	カーペット・塩ビ	—	〃	○	○	〃	
	客室(洋室2人用)	1	19	19	カーペット・塩ビ	—	〃	○	○	〃	
宿泊棟 2F	廊下	1	63	63	タイルカーペット	○	—	○	○	(ブラシ清掃)	
	湯沸室	1	4	4	タイルカーペット	○	—	○	○	(ブラシ清掃)	
	客室(和室5人用)	4	30	120	畳・檜板・塩ビ	—	216日/年	○	○	平均18日/月	
	客室(洋室4人用)	2	33	66	カーペット・塩ビ	—	〃	○	○	〃	
	客室(洋室2人用)	1	19	19	カーペット・塩ビ	—	〃	○	○	〃	
宿泊棟 計				723							

全体清掃業務、客室整備管理業務一覧表

区 分	数 量	面積(m ²)	延面積(m ²)	床材質	日常清掃 (原則毎日)	客室清掃 (原則稼働日)	定期清掃 (6月・2月)	ガラス清掃 (6月・2月)	備 考 (定期清掃業務内容)	
多目的研修棟 (樹香庵)	玄関土間・式台	1	5	5	土たたき・木製	—	48日/年	○	○	平均 4日/月
	廊下	1	7	7	畳	—	〃	○	—	〃
	水屋	1	3	3	檜材	—	〃	○	○	〃
	踏込み	1	1	1	檜材	—	〃	○	○	〃
	洗面所	1	2	2	塩ビシート・磨き出し	—	〃	○	○	〃
	便所	1	2	2	瓦タイル	—	〃	○	○	〃
	浴室	1	3	3	ヒバ材	—	〃	○	○	〃
	広縁	1	7	7	楠板	—	〃	○	○	〃
	和室10畳	2	15	30	畳	—	〃	○	—	〃
	床ノ間・床脇	1	3	3	脂松	—	〃	○	—	〃
	手前座1.5畳	1	2	2	畳	—	〃	○	—	〃
床ノ間	1	1	1	畳	—	〃	○	—	〃	
多目的研修棟 計				66	—					
多目的ホール (やまびこホール)	玄関	1	15	15	豆砂利洗い出し	—	144日/年	○	○	平均12日/月
	ホール・通路	1	30	30	フローリング	—	〃	○	○	〃
	更衣室(男)	1	8	8	塩ビ系シート	—	〃	○	○	〃
	更衣室(女)	1	6	6	塩ビ系シート	—	〃	○	○	〃
	洗面所・便所(男)	1	13	13	塩ビ・タイル	—	〃	○	○	(機械清掃/ワックス)
	洗面所・便所(女)	1	12	12	塩ビ・タイル	—	〃	○	○	(機械清掃/ワックス)
	体育室	1	432	432	木製	—	〃	○	○	(機械清掃/ワックス)
多目的ホール 計				516	—					
渡り廊下	渡り廊下 A	1	72	72	ホレンガブロック	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)
	渡り廊下 B	1	36	36	ホレンガブロック	○	—	○	—	(機械清掃/ワックス)
渡り廊下 計				108						
地下1F	機械室		202	202	コンクリート			○		※ 1回/年度
地下1F 計				202						
合計				2,686						

防虫・殺虫業務基準

施工場所		防虫 (ゴキブリ)	殺虫 (ゴキブリ)	殺虫 (ムカデ)
管理研修棟 1F	配膳室	2回／年度		
管理研修棟 1F	湯沸室	2回／年度		
管理研修棟 1F	男女トイレ	2回／年度		
管理研修棟 2F	湯沸室	2回／年度		
管理研修棟 2F	男女トイレ	2回／年度		
管理研修棟 上記以外の場所			2回／年度	
宿泊棟 1F	湯沸室	2回／年度		
宿泊棟 1F	リネン室	2回／年度		
宿泊棟 1F	男女トイレ	2回／年度		
宿泊棟 1F	大小浴室	2回／年度		
宿泊棟 1F	脱衣室	2回／年度		
宿泊棟 2F	湯沸室	2回／年度		
宿泊棟 1F、2Fの全域			2回／年度	
宿泊棟 1F外周				2回／年度
宿泊棟 2F外周				2回／年度
多目的研修棟(樹香庵)外周				2回／年度
やまびこホール外周				2回／年度

(2) 静岡県立森林公園施設における
管理運営業務の基準

(2) 静岡県立森林公園施設における管理運営業務の基準

目次

I	森林公園施設について	1
1	森林公園施設の概要	1
2	管理運営の対象となる公園施設	1
II	県が支払う委託料	5
III	管理運営業務	6
1	共通事項	6
2	施設等管理業務	7
3	施設等運営業務	14
4	事業運営業務	16
5	財産及び物品の使用	17
IV	その他	17
1	森林公園施設の管理運営体制について	17
2	個人情報の取扱いについて	17
3	記録等の作成及び保存	17
4	県からの要請への協力	17
5	区域外で異常を発見した場合の報告	17
6	森林公園運営協議会の提言の尊重	17
別紙1	県及び指定管理者の業務区分表（県立森林公園施設）	18
別紙2	森林公園施設の管理運営体制	19
別紙3	個人情報取扱い特記事項	20
別表－1		21
別表－2		23
別表－3		24
別表－4		25
別表－5		26
別表－6		27
別表－7		29
別表－8		30
別表－9		31
別表－10		32
別表－11		33
別表－12		34
別表－13		37

静岡県立森林公園施設における管理運営業務の基準

静岡県立森林公園施設（以下、「森林公園施設」という。）において指定管理者が行う管理運営業務の内容、範囲及び基準は、「静岡県立森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例（平成4年静岡県条例第39号。以下、「条例」という。）」によるほか、この基準による。

I 森林公園施設について

1 森林公園施設の概要

設置目的	県民がアカマツ林を主体とした自然の景観に親しみ、保健休養の場として利用するとともに、森林の効用や自然との共生、環境保全に対する理解や森林・林業に対する理解等を深める拠点として設置された。		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 天然のアカマツ林を主体とした豊かな自然に恵まれた森林内に保健休養や環境学習を目的としたビジターセンター、木工体験館、スポーツ広場、ピクニックガーデン等の拠点施設とこれらを結ぶ林道、管理用車道、歩道等から構成されている。 天竜奥三河国定公園第2種特別地域、保健保安林、水源かん養保安林、鳥獣保護区特別鳥獣保護地区に指定されている。 		
供用開始年度	昭和40年度		
面積	所有者	面積	※県立森林公園の全体面積は185ha そのうち森林公園施設面積は31ha
	静岡県	31.0ha※	

2 管理運営の対象となる公園施設

名称	静岡県立森林公園施設		
所在地	浜松市浜北区尾野 2597-7 ほか		
施設			
区分	構造	規模	内容
ビジターセンター (バードピア浜北)	木造、平屋建 大断面集成材 工法	敷地面積 3,048 m ²	建物：延床面積 705 m ² 風除室、展示ホール、展示室1(創作展示室)、展示室2(ぴあスペース)、作業室、事務室、ボランティア室、廊下、トイレ、機械室、ポンプ室、観察テラス 建物以外 汚水処理施設、ビオトープ、パーゴラ、駐車場、カーポート、施設看板、資材庫、太陽光発電装置、風力発電装置、芝生など

木工体験館	木造、平屋建 大断面集成材 工法	延床面積 266 m ²	木工作利用：木工室、多目的室、管理 室、トイレ、倉庫、廊下など
作業舎	コンクリート ブロック造、 平屋建	延床面積 25 m ²	作業工具等の保管、修理作業場 自転車置場、資材保管庫含む
休憩小屋	木造、平屋建	建築面積 31 m ²	作業員の休憩所
倉庫	プレハブ	延床面積 41 m ²	施設補修用の資材保管(作業舎北側)
	木造平屋建	建築面積 41 m ²	施設保管用の資材保管(第2駐車場)
車庫	ポリカーボネ ート	建築面積 48 m ²	小型車4台収容可能
公衆トイレ	木造、平屋建* 1棟	延床面積 54 m ²	中央広場中央トイレ
	木造、平屋建 *7棟	延床面積 182 m ²	つどいの広場トイレ・・・26 m ² ラクウショウ谷親水広場トイレ・・・24 m ² 田村線トイレ・・・33 m ² 小鳥の丘トイレ・・・23 m ² 水辺の広場トイレ・・・26 m ² スポーツ広場南側トイレ・・・31 m ² スポーツ広場西側トイレ・・・31 m ²
展望台	木造*2基	建築面積 56 m ²	展望台A 22 m ² 展望台B 34 m ²
野外ステー ジ	木造	延床面積 120 m ²	
東屋	木造	9棟	里桜の丘、小鳥の丘、うぐいす谷親水 広場、水辺の広場北側、水辺の広場東 側、つどいの広場、スポーツ広場、旧 公園会館跡地西側、第2駐車場南側に 各1棟
木デッキ	木粉入り強化 プラスチック ほか	106 m ²	西ノ谷奥池ボードウォーク
炭焼施設	木造、その他	5基 54 m ²	大窯1基・・・34 m ² ドラム缶窯4基・・・20 m ²
野鳥観察施 設	木造	1棟 36 m ²	北側野鳥観察ステージ・・・36 m ²

キャンプ施設	木造、その他	3箇所	キャンプ施設 炊飯棟 1棟 57 m ² (11 炉) パーゴラ 1基 ピクニックガーデン 野外炉 2箇所(かまど 7基、ベンチ椅子セット 7基) 洗い場 2箇所 灰処理所 2箇所
芝生広場	芝生等	13箇所 40,720 m ²	里桜の丘……………2,000 m ² くりた園……………2,200 m ² つつじヶ丘……………1,400 m ² 小鳥の丘……………3,250 m ² みどりの丘……………1,000 m ² 梅園…………… 300 m ² みはらし広場…………… 700 m ² かおりの広場……………3,520 m ² 花木の丘……………2,800 m ² イベント広場……………2,400 m ² つどいの広場……………4,800 m ² スポーツ広場……………14,700 m ² ピクニックガーデン…1,650 m ² 獣害防護柵 750m
親水広場	自然石護岸ほか	1箇所 6,200 m ²	うぐいす谷……………6,200 m ²
水遊び広場	石張工、自然石護岸	1箇所 225 m ²	
冒険の森	アカマツ林地	26,000 m ²	アスレチック遊具含む
管理用道路 (森林公園内)	林道	5路線 6,567m	林道長坂線……………1,877m 林道岩水寺線…………… 859m 林道雲岩寺線…………… 850m 林道田村線…………… 571m 林道尾野線……………2,410m

	管理道	14 路線 6,350m	炭焼き小屋線…………… 50m 平山線…………… 340m 林道田村体験館横線…………… 400m 森の家線…………… 240m 吊橋入口線…………… 50m 吊橋第 8 駐車場線…………… 250m 林道田村線先線…………… 250m カエデの森線…………… 300m 西ノ谷線……………1,250m 運動の道線……………1,250m スポーツ広場線…………… 550m 三方原用水脇線…………… 620m イベント広場第 6 駐車場線… 300m スポーツ広場西側線…………… 500m
歩道	歩道 (平均幅 1.5m)	13,960m	吊橋 (空の散歩道) …… 1 基 (鋼製 150m) 木橋……………10 基 木道……………690m 含む
アスレチック遊具	木製	23 基	冒険の森……………18 基 かおりの広場……………5 基
駐車場	アスファルト舗装	7 箇所	第 1 駐車場……………小型車 16 台 第 2 駐車場……………小型車 53 台 第 3 駐車場……………小型車 133 台 大型バス 1 台 自転車 14 台 バイク 10 台 第 5 駐車場……………小型車 61 台 第 7 駐車場……………小型車 70 台 第 8 駐車場……………小型車 15 台 木工体験館……………小型車 5 台
	砕石路盤	4 箇所	第 4 駐車場……………小型車 29 台 第 6 駐車場……………小型車 94 台 第 9 駐車場……………小型車 10 台 木工体験館……………小型車 10 台
標 識	木製、その他	114 基	
案内板	木製、その他	18 基	旧浜北市観光協会作成分は含まない
解説板	木製、その他	20 基	20 枚

散策コース案内板	木製	13 基	ウグイス谷親水広場 7 基 自然観察林湿地 6 基
テーブル・ベンチ	木製	154 基	
水道施設	受水槽	1 基	第 1 配水受水槽……25 t
	水道管	4,922m	内訳…別表-13 のとおり
休館日	ビジターセンター	毎週水曜日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	
	木工体験館	月曜日から木曜日まで 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	
周辺の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・万葉の森公園（浜松市） ・フルーツパーク（浜松市） ・農林技術研究所 森林・林業研究センター（静岡県） ・浜松カントリークラブ（遠州開発（株）） ・浜北森林アスレチック・浜北森林ゴルフクラブ・浜北森林ゴルフ練習場（（株）浜松グリーンランド） ・あらたまの湯（浜松市） 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設に老朽化が目立つ。 ・公共交通機関へのアクセスが悪い。（遠鉄西鹿島駅からタクシー 10 分、岩水寺駅から徒歩 40 分） ・自然体験プログラムの実施において、浜松市から補助金による支援を受けている。 ・管理運営をサポートするボランティア組織との連携が不可欠となっている。 		

II 県が支払う委託料

県は、森の家・森林公園施設の管理運営に必要な経費として、事業計画書において提示のあった金額に基づき、予算の範囲内で年度ごとに委託料を支払うものとする。

この場合の委託料の額や支払時期、方法その他については協議のうえ決定し、年度協定で定める。

(単位：千円)

年度	指定管理料上限	※参考内訳	
		(森の家施設)	(森林公園施設)
令和4年度	71,000	12,500	58,500
令和5年度	70,900	12,300	58,600
令和6年度	70,800	12,300	58,500
令和7年度	71,000	12,500	58,500
令和8年度	70,900	12,300	58,600
合計	354,600	61,900	292,700

※2施設を一体的に公募するため、指定管理料の上限額は合計金額とし、施設間の流用を認める。

Ⅲ 管理運営業務

1 共通事項

- (1) 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理運営業務を行うこと。
- (2) 管理運営方針及び経営努力目標

管理運営方針	<ul style="list-style-type: none">・優れた自然環境を保全するとともに公園利用者のニーズを常に把握し、利用者への利便性の向上を目指すこと。・自然との共生や自然保護の考え方について、自然体験活動の実施等を通じて意識の普及、啓発を図ること。・地域及びボランティア組織との連携の取れた運営を行うこと。
経営努力目標	<p><令和8年度目標数値> 年間利用者目標数値 来園者数……1,007千人 ※ アンケート調査結果による利用者満足度の目標数値は4.5点(5点満点)と設定するが、参考数値とする。</p> <p>事業計画書の内容は、令和8年度にこの目標数値以上を達成することを前提としたものとする。その他の年度については、合理的な目標設定に基づいたものとする。</p>

(3) 業務区分、リスク管理

県と指定管理者の業務区分は、別紙1の「県及び指定管理者の業務区分表(森林公園施設)」による。

指定管理者の管理運営の過失に起因する事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則として、指定管理者によるものとする。ただし、施設の瑕疵に起因する場合は、原則として県によるものとする。

(4) 保険への加入

① 火災共済保険

ビジターセンター、中央トイレに対する火災共済保険は、県で加入する。

② 指定管理者が自己の費用と責任で付保する保険

保険の種類	保険の内容	被保険者
総合賠償責任保険	県立森林公園全域	指定管理者及び静岡県
昇降機賠償保険	ビジターセンター昇降機	指定管理者及び静岡県
ボランティア保険	傷害保険、賠償保険	ボランティア、指定管理者
木工体験傷害保険	傷害保険	木工体験館利用者
主催行事イベント保険	傷害保険	イベント参加者

ア 施設賠償責任保険

指定管理者が加入する賠償責任保険の契約内容について、最低限の基準は下記のとおりとする。なお、県と指定管理者の双方が被保険者となる賠償責任保険に加入すること。

- ・賠償責任保険加入面積 31.0ha
- ・対人 被害者1名につき3億円以上 1事故5億円以上
- ・対物 1事故2000万円以上

なお、指定管理者は、被害が最小限となるように迅速かつ最善の対応をとるとともに直ちに県に報告すること。

2 施設等管理業務

(1) 留意事項

ア 安全面、衛生面、機能面の確保がなされ、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、日常的な管理及び定期的な保守点検を行い、異常がある場合には部品交換や補修・修繕等の適切な措置をとること。

施設の補修・修繕について、指定管理者が行う業務範囲は以下による。

- ・照明器具、木工作機械の修理、歩道修理などの備品、設備等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品・部材の交換
- ・1件当たり30万円未満の施設修繕（破損又は故障した施設や設備、物品を原状に復旧する行為）
- ・その他、県との協議により行う施設補修・修繕等

イ 指定管理者は各種関係法令を遵守のうえ、(2)のア～ツまでに示す業務を、この基準に示す数値及び頻度（別表－1から別表－13に示しているものも含む。）以上の水準を保つものとして、事業計画書の中で管理方法を提案すること。

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する防火管理者を選任し防火管理上必要な業務を行うこと。電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気主任技術者を選任し自家用電気工作物の保守業務を行うこと。

- (ア) 県は、電気事業法第 39 条第 1 項の規定により、森林公園施設の自家用電気工作物を維持するため、当該自家用電気工作物に必要な措置を行う業務（以下「保安管理業務」という。）について指定管理者の責任にて義務を果たすものとする。
- (イ) 県は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。
- (ウ) 県及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がある保安のためにする指示に従うように確約させるものとする。
- (エ) 県及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うことを確約させるものとする。
- (オ) 県は、指定管理者が保安管理業務を電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 52 条の 2 に規定する要件に該当するものに委託することを承認するものとする。

エ 建築基準法に基づく定期点検

建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規程に基づき、県有建築物のうち一定の用途及び規模を満たす建築物の劣化の状況等について、その安全確保の徹底を図るため、定期的に点検を実施すること。

(ア) 本業務は以下のいずれかの資格を有する者が実施するものとする。

- ① 一級建築士
- ② 二級建築士
- ③ 建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項、建築基準法施行規則第 6 条の 5 に定める以下の者
 - (i) 建築物に関する点検
 - ・ 特定建築物調査員資格者
 - (ii) 建築設備に関する点検
 - ・ 建築設備検査員資格者

(イ) 建築点検対象箇所（3 年に 1 回実施）

- ・ ビジターセンター
- ・ 木工体験館

(ウ) 建築設備点検対象箇所（1 年に 1 回実施）

- ・ 防火設備以外の建築設備

実施年度一覧

区分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
建築物		○			○
建築設備	○	○	○	○	○

(2) 設備管理業務

ア 自家用電気工作物保安管理

- (ア) 電気工作物（受電電圧 6,600V、需用設備容量 150kVA）の維持及び運用について、別表－1 に規定する定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合又は適合しない恐れがあるときは、必要な措置をとること。
 - (イ) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、事故原因を究明し、応急措置等をするとともに、必要に応じて電気事業法第106条第4項に規定する報告又は資料の提出を行うこと。
 - (ウ) 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
- イ 消防設備保守点検
- (ア) 火災発生時に、自動火災報知設備、非常放送設備、消火機器、誘導灯、消火栓等の設備が常に正常に機能するよう別表－2 に規定する定期的な点検を行うこと。
 - (イ) 異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を取るなど、適法性及び各設備機器の耐久性を確保すること。
- ウ 空調設備保守管理
- (ア) 施設内に設置されている空調設備機器の安全かつ効率的な操作と適切な保守整備を行い、利用者が安全かつ快適に利用できるように努めるとともに、万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。
 - (イ) 別表－3 に規定する定期的な保守点検作業を行い、異常の有無、消耗品の補充、交換、故障・異常個所の適切な措置、機器装置の清掃手入れなどを実施すること。
- エ 受水槽清掃
- (ア) 常に飲料水が安全な基準を満たすよう、別表－4 に規定する定期的な清掃を行うこと。
 - (イ) 万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。
- オ 簡易水道検査
- (ア) 常に飲料水が安全な基準を満たすよう、別表－5 に規定する定期的な検査を行うこと。
 - (イ) 万一異常値が検出された場合又は不適切な管理について指摘を受けた場合は、適切な措置をとること。
- カ 浄化槽保守点検
- (ア) 浄化槽の機能が常に正常に稼働するよう、別表－6 に規定する保守点検を行うこと。
 - (イ) 万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。
- キ 浄化槽清掃
- 浄化槽の機能が常に正常に稼働するよう、各年度1回（2月を目安に）定期的に清掃管理を行うこと。ただし、中央トイレ浄化槽は各年度3回とすること。
- ク 浄化槽法定検査
- (ア) 浄化槽の衛生面が確保されるよう、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第11条の規定に基づき別表－7の法定検査を行うこと。

- (イ) 万一異常値が検出された場合又は不適切な管理について指摘を受けた場合は、適切な措置をとること。
- ケ 雨水ろ過ユニット保守点検
- (ア) ビジターセンターの雨水の有効活用を図り衛生面を確保するため、雨水ろ過装置類の機能が常に正常に機能するよう、別表-8に規定する保守点検を行うこと。
 - (イ) 万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。
- コ 受水槽塩素滅菌装置保守点検
- (ア) 第1受水槽及び中央トイレ受水槽の塩素滅菌装置の機能が常に正常に機能するよう、保守点検を行うこと。
 - (イ) 万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。
- サ 展示設備維持管理
- (ア) ビジターセンター内の展示設備が常に正常かつ安全に機能するよう、維持管理を行うこと。
 - (イ) 万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。
- シ 昇降機保守点検
- (ア) ビジターセンター内の昇降機の安全を確保するため、各年度1回、4月を目安に保守点検及び法定点検を行うものとする。
 - (イ) 万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。
- ス 電話設備維持管理
- ビジターセンター内の電話設備が常に正常に機能するよう、維持管理を行うこと。
- セ 音声誘導装置保守点検
- ビジターセンター内にある目の見えない方の誘導を補佐する音声誘導装置が常に正常に機能するよう、各年度1回、4月を目安に保守点検を行うこと。
- ソ 自動ドア保守点検
- (ア) ビジターセンター入口の自動ドアの機能が常に正常に機能するよう、別表-10に規定する点検管理を行うこと。
 - (イ) 万一異常がある場合又は異常を予測した場合は、適切な措置をとること。
- タ ビジターセンター等施設の清掃業務
- (ア) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう各施設の清掃を別表-11に基づき行うこと。
 - (イ) 汚れやすい便所及び洗面台については、利用者が不快さを感じないよう、利用状況に応じて1日3回見回り、常に衛生的な状態を維持すること。
 - (ウ) 施設から排出される一般廃棄物を処理し、可燃物については週2回以上、不燃物については月1回以上回収し、常に衛生面を確保する。特に生ゴミについては、施設区域内外を生息域とする鳥獣のえさとならないよう、密閉保管、処理について徹底すること。
- チ 警備業務
- 施設内の事故発生及び防犯のため、異常を発見した場合は、直ちに適切な措置

をとるなど、安全な環境を保つこと。

ツ 園地等管理

以下(ア)～(カ)については、来園者の安全、利便を確保しまた快適な環境を整えるため、最適な時期に実施すること。実施にあたっては、草木の開花・結実時期等を考慮しきめ細かな対応をすること。なお下草刈り、芝刈り等の実施時期及び回数は目安である。

園地等管理を必要とする区域は別表-12のとおりとする。

また、管理に伴い機械を使用する場合には、事前に使用者への安全教育を実施し、作業事故等の発生を防止すること。

(ア) 園地管理

a 下草刈り

- (a) 各年度3回5月、8月、10月を目安に、芝生広場及び建築物周辺緑地の下草刈りを行うこと。
- (b) 希少植物の繁茂が見られる箇所については、事前に県と協議し作業を行うこと。
- (c) 雑草木は、地際から刈り払うこと。
- (d) 刈払いした雑草木については、区域内樹木の根元又は周辺林地に集積処理すること。

b 修景除伐

- (a) 施設周辺の視界を遮る樹木について、視界を確保するための景観に配慮し伐採・枝落としなどを行うこと。
- (b) 管理道や歩道あるいは施設の周辺において、利用者への危険が危惧される樹木については、作業可能な範囲において除去すること。また、除去作業が困難と判断される場合は県と協議すること。
- (c) 伐採を行う者は、チェーンソーの特別教育を受講終了した者が行うこと。
- (d) 希少植物が見られる箇所については、事前に県と協議し作業を行うこと。
- (e) 搬出可能な伐倒木については、バーベキュー・キャンプ用の薪炭及び公園施設補修等資材並びに自然体験活動の材料として有効活用を図ること。

c 芝生管理

- (a) 各年度3回、5月、7月、10月を目安に、園地の芝刈りを行うこと。
- (b) 芝の刈込みは、刈むら・刈残しがないように均一に行うこと。
- (c) 除草は適期に集中して行い、根より抜き取ること。
- (d) 施肥は、粒状の物を使用し、芝生をスパイクして均一に散布すること。
- (e) 消毒は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく安全な薬剤を使用し、散布後は、来園者が直に触れないように看板などによって周知を図ること。
- (f) 剥げ地箇所については、目土を補充し芝の生育環境の改善を図ること。

- d 庭園木管理
 - (a) 各年度1回、6月を目安に修景用の樹木の刈込みを行うこと。
 - (b) 刈込みは、刈むら・刈残しがないように均一に行うこと。
- e 病虫害防除
 - (a) 園地施設周辺の植物が病虫害により被害を受けた場合又は被害を受ける恐れが明らかな場合は、必要に応じて農薬取締法に基づく安全な薬剤を使用し防除を行うこと。
 - (b) 施設や道路に近接するアカマツは、予防剤の樹幹注入により保護すること。(資料参照)
- (イ) 道路管理
 - a 道路法面刈払い
 - (a) 各年度3回程度、5月、8月、10月を目安に行うこと。
 - (b) 刈払い範囲は、林道及び管理道については片側各2m程度とし、歩道については片側各1m程度とする。
 - b 路面補修
 - (a) 雨裂による浸食箇所等について砕石等により凸凹を整正し締め固めを行い、安全な通行が確保されるよう補修すること。
 - (b) 必要に応じて、路面の水切りを行うこと。
 - (c) 規模が大きい場合は、県と協議すること。
 - (d) 台風通過後等に落葉落枝が路面に散乱し、又は倒木等が発生し通行車両等の安全が危惧される場合は、速やかに除去し、通行車両の安全を図ること。
 - c 木製階段補修
 - (a) 部材が腐朽又は破損し、歩行者の安全が危惧される箇所について、原形復旧を基本に修復を行うこと。
 - (b) 規模が大きい場合は、県と協議すること。
 - d 木道補修
 - (a) 部材が腐朽又は破損し、歩行者の安全が危惧される箇所について、原形復旧を基本に修復を行うこと。
 - (b) 規模が大きい場合は、県と協議すること。
 - e 車道側溝清掃
 - 側溝及び集水柵が流出土砂及び落葉落枝等により閉塞し正常な排水が困難となっている箇所が確認された場合は、速やかに除去を行うこと。
- (ウ) 美化清掃
 - a 施設付随トイレ以外の独立したトイレ棟の美化清掃
 - (a) 清掃は週1回定期的に行うものとするが、来園者が多い場合は、回数を適宜増やすこと。
 - (b) トイレトペーパーの充足状況を確認し、使用頻度を想定した数量を補充すること。
 - b 園地内のゴミ処理

- (a) 原則として、週1回行うものとするが、来園者が多い場合は、回数を適宜増やすこと。
 - (b) 収集したゴミは、可燃、不燃、危険物等に分別し、適切に処理すること。
 - (c) 落葉、落枝については、景観を損ねないように配慮しながら、リサイクル資源として周辺の林地に集積処理すること。
- (エ) 公園巡視
- a 巡視回数
 - (a) 巡視は、4月、5月及び8～11月は1週間の内、水・土・日曜日に、6月、7月及び12月～3月は水・日曜日に巡視を行うこと。ただし、荒天等、巡視に危険を伴う場合や、やむを得ぬ事情がある場合はこの限りでない。
 - b 巡視内容
 - (a) 盗伐、盗難、工作物破壊、ゴミ投棄の加害行為を防止すること。
 - (b) 動植物の無断採取を防止すること。
 - (c) 境界、標識、制札等の維持管理をすること。
 - (d) 歩道、工作物の加害防止を行うこと。
 - (e) 火災予防及び初期消火を行うこと。
 - (f) 有害鳥獣・病虫害の調査を行うこと。
 - (g) 公園利用者の案内及び園地等の適切な利用の指導を行うこと。
 - (h) 炊飯棟、園地内のトイレ等に適切に給排水が行われているか確認すること。
 - (i) 林道、管理道、歩道沿いの危険な樹木及び園地周辺の危険な樹木の調査を行うこと。
 - c 巡視上の注意
 - 巡視にあたる時は、公園管理者であることを示す腕章を着用すること。
 - d 巡視結果の報告・整理
 - (a) 巡視活動において火災、盗難、病虫害、危険な樹木その他重大な異常を発見した時は、速やかに県に報告するものとする。特に火災が発生した場合は、最寄の消防署、警察に急報するとともに来園者の避難誘導など適切な処置を講ずること。
 - (b) 巡視した結果については、その都度日誌等に記録し、保管すること。
- (オ) 園地施設維持補修
- a 吊橋、木製遊具、木橋、木デッキ等の点検・補修
 - (a) 毎月1回、「静岡県立森林公園等木製施設点検要領」に基づく点検を行い、必要な修繕を講じること。また、5年に1度は全ての木製施設に木材保護塗料を塗布し施設の長寿命化対策を講じること。
 - (b) 危険と判断されるものについては、使用禁止等適切な措置を行うとともに速やかに県に報告すること。
 - b 木工体験館の工作機器の点検修理

- (a) 電動工具については、作業開始前に必ず稼動状況を確認し、安全を確認すること。万一異常が確認された場合は、使用禁止等適切な措置を行うとともに速やかに修理を行うものとする。
- (b) 修理規模が大きい場合は、県と協議すること。
- (c) 手動工具については、作業開始前に必ず刃こぼれや歪み等がないか確認し、危険と判断される工具については、速やかに手入れ修理を行うこと。
- c ビジターセンター付帯設備
 - (a) ビオトープの環境が維持されるよう定期的に給水を行うこと。
 - (b) 屋根緑化の木本類等の除去を各年度1回以上、4月から10月までを目安に実施すること。
 - (c) 観察テラス下方の法面草刈を各年度3回、5月から10月までを目安に実施すること。
- (カ) 境界刈払い
 - a 各年度1回、10月を目安に、境界線の内側外側各1mについて、雑草木を地際より刈り払うこと。
 - b 刈払いは3年以内で一巡すること。
 - c 境界標柱の周囲は、特に丁寧に刈り払うとともに、境界線上で目印となる樹木は極力残すこと。
- テ 自動体外式除細動器(AED)保守管理

傷病者に対し救命措置のために使用する自動体外式除細動器(AED)の正常動作を確保すること。

3 施設等運營業務

森林公園利用者が安全かつ快適に公園施設を利用できるよう節度ある接遇及び運営を行うとともに利用案内・指導等を通じて森林の効用や自然との共生、環境保全に対する理解や森林・林業に対する理解等を深めるための啓発を図ること。

(1) 開館時間及び開館日の設定

公園施設の開館時間及び開館日は、少なくとも、条例第3条に定めるものを満たすこととして、事業計画書の中で提案すること。

(2) 利用案内業務

ア 施設利用案内業務

- (ア) 公園施設利用申請や木工体験館利用申請があった場合は、施設利用上の注意事項などを十分説明し、公正に対応すること。
- (イ) 野外ステージ、スポーツ広場等（ビジターセンターを除く。）の利用申請があった場合は、静岡県立森林公園野外ステージ等管理運営要領に基づき利用調整を行うこと。
- (ウ) キャンプ、炊飯施設の利用申請があった場合は、静岡県立森林公園キャンプ・炊飯施設等管理運営要領に基づき、利用調整を行うこと。
- (エ) ビジターセンターの利用申請があった場合は、静岡県立森林公園ビジター

センター管理運営要領及び静岡県立森林公園ビジターセンター管理規程を遵守し、利用調整を行うこと。

(ウ) 木工体験館の利用申請があった場合は、静岡県立森林公園木工体験館管理運営要領を遵守し、利用調整を行うこと。

(エ) 利用料金は、徴収してはならない。ただし、備品貸出及び照明・空調利用等に係る実費の徴収は除く。

(オ) 森林公園施設の案内のみならず、森の家施設の運営状況を常に把握し、森の家施設の指定管理者と連携して、利用者からの問合せ等に迅速かつ的確な対応を図ること。

イ 備品貸出業務

利用者から備品借用の申出があった場合には、貸出簿等を配備し、適切な備品管理を行うこと。

(3) 自然体験学習等啓発業務

ア 森林公園内の自然情報を収集し、公園利用者に自然情報の発信を行うとともにデータの保管・管理を行うこと。

イ ビジターセンター及び木工体験館内の展示の更新を定期的に行い、利用者が何度も足を運びたい展示を企画、実施すること。

ウ 一般及び団体対応のガイドウォーク等による自然体験プログラムを実施し、自然との共生や環境保全に対する意識の普及啓発を図ること。

エ 森林公園の管理運営をサポートするボランティア組織の事務局を担当し、その活動を支援すること。

オ 木工体験館を活用し、木工作等を通じて利用者の森林・林業や木材に対する親しみや理解を深めるような企画を提案・実施すること。

(4) 広報業務

ア 利用促進を図るため、利用動向を的確に把握し、関係団体への情報提供、ポスター及びパンフレットの作成配布、インターネットやSNSを活用した情報発信など普及宣伝を行うこと。

イ 広報活動については、事業計画書の中で提案を行うこと。

(5) 安全管理業務

以下に示す内容については最低限行うべきものとして、事業計画書の中で提案を行うこと。

ア 空調機器等の施設内設備については、日常的な操作と監視及び施設内巡視を行い、利用者の安全確保及び快適な環境の提供を図る。

イ 緊急連絡網（県、指定管理者、警察、消防機関、医療機関等を含む。）を年度当初に作成し、県に提出する。

ウ 大規模地震等の災害及び火災、イベント時の事故等を想定した危機管理マニュアルを作成し、県に提出するとともに、避難訓練を各年度1回以上実施する。

エ 大規模地震等の災害及び火災が発生した場合は、適切な避難誘導を行う。

オ ビジターセンターの水曜日休館については、公園利用者の安全対策を考え、野生動物等による突発的な事故に対応するための体制を取ること。

4 事業運営業務

(1) 留意事項

森林公園施設は、自然に親しみ、環境保全に対する理解や、森林及び林業に対する理解を深めるという目的を持っている。この目的を踏まえた上で、指定管理者の持つ知識・技術の活用や創意工夫により、多様な公園利用者を呼び込めるような効果的な施策について、事業計画書で提案を行うこと。

(2) 自主事業について

指定管理者が自主事業（自らが公園施設を使用して行う事業。有料事業と無料事業がある。）を行う場合は、県の承認を得る必要がある。自主事業が条例第2条の設置目的にふさわしくないと判断したものは、承認しない場合がある。

指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベント、プログラム等の実施や利用者のニーズに合ったサービスの提供など事業計画書の中で提案を行うこと。特に、自力での来園が困難なイベントやプログラム等の参加者に対するアクセス手段の確保について、参加者のアクセス手段の向上、確保に向けた取組の提案を積極的に行うこと。

事業計画書の中で提案のあった自主事業のうち、県が適当と認めるものは、指定開始時に承認することとする。

また、事業計画書に提案のない自主事業について実施したい場合は、各年度計画書（変更の場合は、変更計画書）により県の承認を受けること。

なお、下記の業務については、指定管理者において必ず実施すること。

- ・実費を徴収して材料等を提供する業務

- …炊飯用薪、木工材料等利用者の利便を図るための材料等の販売

(3) 指定管理者による施設の設置について

指定管理者が、森林公園施設の利便性を増すために、独自に施設を設置する計画がある場合は、事業計画書の中で提案を行うこと。新たな施設の設置には知事の承認が必要である。設置する施設が、条例第2条の設置目的にふさわしくないと判断したもの及び大規模な恒久施設である場合は、承認しない方針である。

また、森林公園施設の区域は国定公園第2種特別地域、保健保安林区域、水源涵養保安林区域、鳥獣保護区特別鳥獣保護地区が含まれるため、地域内での工作物等の設置及び土地の形状変更等の行為にあたっては、自然公園法（昭和32年法律第161号）、森林法（昭和26年法律第249号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による許可または届出が必要である。

設置する施設は、指定期間終了後に撤去可能なものとする。設置及び撤去にかかる費用は、指定管理者が負担することとする。

事業計画書において提案されたもののうち、県が適当と認めるもので、自然公園法の許可が必要な場合に当該許可を得たものについては、指定期間開始時に承認することとする。この施設において、料金を徴収したり、売上金を得る場合は、自主事業となる。

また、事業計画書に提案のない施設を指定管理期間中に設置したい場合は、各年度計画書（変更の場合は、変更計画書）により県の承認を受けること。

新たな施設を設置する場合には以下の点に留意すること。

ア 遊具の設置

新たな遊具を設置しようとする場合は、事業計画書又は承認申請の際において、その施設が条例第2条の設置目的の達成のために適した種類、構造であること、安全性が十分に確保された施設であることを説明すること。

イ 飲食施設、物販施設等の設置

- (ア) 自動販売機、飲食施設、物販施設等の設置には必要な許可を得ること。
- (イ) 自動販売機等での物販においてはアルコール類を扱わないこと。

5 財産及び物品の使用

指定管理者は県との契約により、県の財産及び物品等を使用することができる。

IV その他

1 森林公園施設の管理運営体制について

現状の各業務の管理運営体制については、別紙2を参考にすること。

2 個人情報の取扱いについて

静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）及び別紙3の個人情報取扱い特記事項を遵守すること。

3 記録等の作成及び保存

- (1) 管理運營業務並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、県から施設の管理運営又は経理状況に関する報告や実地調査を求められた場合は、速やかに県の指示に従い、誠実に対応すること。
- (2) 管理運營業務の作業実施状況等の記録類、記録写真について、県から請求があった場合は、速やかに県の指示に従い、誠実に対応すること。

4 県からの要請への協力

- (1) 県から、森林公園施設の運営並びに現状等に関する調査又は作業の指示があった場合には、適切な対応を行うこと。
- (2) 県が実施又は要請する事業に対しては、積極的な支援協力を行うとともに、実施についても支援協力を行うこと。

5 区域内外で異常を発見した場合の報告

管理運營業務を行う中で、森林公園施設の区域内及びその周辺での不法占用、廃棄物の投棄等の異常を発見した場合には、直ちに県に報告すること。

6 森林公園運営協議会の提言の尊重

県、浜松市、有識者等から成る静岡県立森林公園運営協議会の行う提言については、できる限り尊重すること。

県及び指定管理者の業務区分表（県立森林公園施設）

業務区分		業務内容	管理区分		摘要
			静岡県	指定管理者	
施設管理	樹木・植物管理	庭園、敷地内の芝生、樹木、花壇等の維持管理		○	マツクイムシ予防剤注入を含む
	施設管理	建築物、工作物の維持管理・警備等		○	
		吊橋施設の定期点検	○		
	設備管理	設備の保守点検・巡視等		○	
	林道管理	大規模補修	○		
		簡易な路面補修、草刈、支障木伐採等管理		○	
	施設補修	小規模補修		○	30万円未満の小修繕
		大規模補修	○		30万円以上の大規模修繕については県と協議
	施設整備	構築物、工作物の新設等		○	指定期間の範囲内で設置及び撤去が可能なもの
	備品管理	現在ある備品の指定管理者への貸付け		○	
		貸付備品の管理、修理		○	
現在ある備品の更新		○		県との協議が整ったもの	
	備品の新規購入	○	○(※)	(※)指定管理者が自己費用により任意に購入した備品の所有権は指定管理者に帰属	
安全対策	防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り、野生動物対応及び利用者への注意喚起等		○		
占用許可	静岡県財産規則に基づく占用許可	○		県は許可にあたって、指定管理者と協議を行う	
行為の許可	自然公園法に基づく行為の申請・許可	○		指定管理者が自ら申請を行う場合には県と協議を行う	
施設運営	利用承認	施設の利用承認		○	
	利用受付	施設の利用受付		○	
	施設運営	施設の運営		○	
	利用案内	施設の利用案内		○	
	備品貸出	備品の貸出		○	
	データ収集等	利用者数等のデータ収集、利用者アンケート調査等		○	
事業運営	利用促進	指定管理者のノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベントや利用者ニーズにあったサービスの提供による利用促進		○	
	広報・営業	利用促進のための各種広報、営業活動		○	
県有財産管理	土地の管理	境界の維持管理	○		
	台帳の調整、管理	財産台帳の調整、管理	○		
	財産の取得、処分、貸付、借受	所有権取得行為、処分行為、財産貸付行為、借受行為	○		
	その他の財産管理行為	財産の維持・保全	○		
指定管理者の財産		財産の維持・保全		○	
リスク管理	施設、設備等の損傷に対する修繕義務	指定管理者による管理の瑕疵(かし)によるもの		○	
		施設の設置に関する瑕疵によるもの	○		
	管理、運営に係る事故などによる第三者への損害賠償	指定管理者による管理の瑕疵(かし)によるもの		○	
		施設の設置に関する瑕疵によるもの	○		

森林公園施設の管理運営体制

	業 務 内 容	事務局長	企画管理課長	総務係長	自然解説員	木工体験館係
事業運営	イベント調整、支援		◎	○	○	
	イベントの企画、調整、準備、実施、とりまとめ		◎		◎	◎
	インターネット活用業務			◎	○	
	広報、マスコミ対応	○	◎		○	
施設運営	報告等統計	◎	○			
	施設内外の管理	○	◎	○	○	
	園内放送、業務連絡			○	◎	
	公園利用者への対応、受付	○	○	○	◎	◎
施設管理	園地管理業務の監督		◎			
	園内施設全体の管理、点検、修理	○	◎			
	園内の巡視及び園地管理	○	◎			
	展示物の維持管理	○			◎	○
	防火対策・地震など災害対策、巡回、戸締りなど	◎	○	○	○	○
	物品購入・管理	○		◎		
自然体験プログラム業務	自然体験プログラムの企画、準備、実施		◎		◎	
	環境学習プログラムの企画、準備、実施		◎		◎	◎
	市町村、学校連携プログラムの企画、準備、実施		○		◎	◎
	環境学習指導員との連絡調整		○		◎	
	自然情報の調査		○		◎	
	活動記録の整理				◎	◎
	インターネットによる自然情報の発信			○	◎	○
総務経理	庶務管理	◎		○		
	人事事務	◎		○		
	会計経理の監督	◎				
	県からの受託契約事務、再委託契約事務	○	○	◎		
	渉外、来客対応	◎	○	○	○	○
	県との連絡調整	◎				
	園地管理契約事務	○	◎	○		
	経理、出納事務	○		◎		
	一般会計管理事務	○		◎		
	特別会計管理事務	○		◎		
ボランティア	ボランティアの会事務局業務		○	○	◎	
	機関誌の発行				◎	
木工体験館	木工体験教室の準備、指導		○			◎
	機械装置の点検、保守		○			◎
	材料代の徴収、材料手当			○		◎

※自然体験プログラムの実施において、地元自治体(浜松市)から補助金による支援を受けている

個人情報取扱い特記事項

第1 基本的事項

指定管理者は、県との協定による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

指定管理者は、県との協定による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

指定管理者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

指定管理者は、県の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

指定管理者は、県の同意がある場合を除き、県との協定による業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

指定管理者は、県との協定による業務を処理するため県から提供を受け、又は指定管理者自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この協定終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

指定管理者は、県の同意がある場合を除き、静岡県立森林公園施設の利用促進以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

県は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を指定管理者に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

指定管理者は、県との協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに県に報告し、県の指示に従わなければならない。

自家用電気工作物保安管理の点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
受電設備 (含配電設備・二次変電室設備)	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		継電器の動作試験		○	○	
		継電器との結合動作試験			○	
		トリップ回路の導通試験		○		
		絶縁油酸価試験			○※1	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○※1	
		放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○			
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		絶縁油透明度試験			○※2	
絶縁油酸価試験				○※2		
絶縁油耐圧試験				同上不良の場合		
内部点検				○※2		
放電雑音チェック			○			
温度チェック			○			
配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○		
	継電器の動作試験			○		
	継電器との結合動作試験			○		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック		○			
接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○※3	○※3		
蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定	1回/年度	○	○		
	液温測定	1回/年度	○	○		

		電圧測定	1回／年度	○	○	
電気工作物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※6	
		接地抵抗測定		○※3	○※3	
		温度チェック		○		
		漏洩電流測定	○※4	○※4		
		絶縁監視	○※5	○※5	○※5	
非常用予備発電装置	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	○	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○※3	○※3	
遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と同じ	

注（１）「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいう。

（２）定期点検 A は、各年度 6 回行うものとする。

（３）定期点検 B（Ⅰ）は無停電で行う点検（無停電点検）で、定期点検 B（Ⅱ）は停電をして行う点検（停電点検）をいう。なお、定期点検 B（Ⅰ）は各年度 1 回実施し、3 年に 1 回は定期点検 B（Ⅰ）にかえて定期点検 B（Ⅱ）を行うものとする。

※なお、直近の定期点検 B（Ⅱ）は令和 2 年 10 月 5 日に実施済。

（４）※ 1 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過時に、10 年を超えたものは 5 年経過毎にそれぞれ行うものとする。

（５）※ 2 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過毎に、20 年を超えたものは 3 年経過毎にそれぞれ行うものとする。

（６）※ 3 を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。

（７）※ 4 を付した測定は毎月点検の場合は、隔月 1 回高圧受変電設備の変圧器の B 種接地線で行うものとする。ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

（９）※ 5 を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検 A, B 実施時、誤差試験を各年度 1 回行うものとする。

消防設備一覽表

設備区分	項目	木工体験館		森林公園 ビジターセンター		森林公園 内 (建物以外)		点検時期	
		数量	数量	数量	数量	数量	数量	機器点検 (2月)	総合点検 (8月)
自動火災 報知設備	受信機 P型 1級10回線		台	1	台			○	○
	受信機 P型 2級5回線	1	台		台			○	○
	発信機 P型 1級		個	2	個			○	○
	発信機 P型 2級	1	個		個			○	○
	表示灯	1	個	2	個			○	○
	電鈴	1	個	2	個			○	○
	差動式スポット型感知器	14	個	15	個			○	○
	定温式スポット型感知器		個	5	個			○	○
	煙感知器	1	個	9	個			○	○
	作動式分布型感知器		個	6	個			○	○
	常用電源	1	式	1	式			○	○
	予備電源	1	式	1	式			○	○
非常放送設備	増幅器操作部		式	1	式			○	○
	スピーカー回線		式	1	式			○	○
	スピーカー		個	25	個			○	○
	音量調節器		個	10	個			○	○
	常用電源		式	1	式			○	○
	予備電源		式	1	式			○	○
消火器具	消火器	4	本	6	本	24	本	○	○
誘導灯設備	誘導灯	1	灯	7	灯			○	○
消火栓設備 点検業務	加圧送水装置		台	1	台			○	○
	操作盤		台	1	台			○	○
	消火栓		基	2	基			○	○
	起動スイッチ		個	2	個			○	○
	表示灯		個	2	個			○	○
	呼水装置		台	1	台			○	○
	非常電源		台	1	台			○	○

空調設備機器保守管理一覧表

ビジターセンター

機器名称	系統名	機種名	設置場所	台数	点検回数	点検時期	備考
空冷ヒートポンプ 室内機エアコン	EHP-1	SZVYCP800B	展示ホール	1	2	6、11月	
空冷ヒートポンプ VRV 室内機エアコン	EHP-2	RSXYP355L	展示室1	1	2	6、11月	ぴあスペース
	EHP-2	RSXYP355L	展示室2	2	2	6、11月	
	EHP-2	RSXYP355L	作業室資材庫	1	2	6、11月	
	EHP-3	RSXYP224L	事務室	1	2	6、11月	
	EHP-3	RSXYP224L	ボランティア室	1	2	6、11月	
全熱交換器	HEU-1	VLV3500ATR	展示ホール	1	2	6、11月	
	HEU-2	VAM500FAS	展示室1	1	2	6、11月	
	HEU-3	VAM500FAS	展示室2	1	2	6、11月	
	HEU-4	VAM350FAHS	作業室・資材庫	1	2	6、11月	
	HEU-5	VAM250FAS	事務室	1	2	6、11月	
	HEU-6	VAM250FAS	ボランティア室	1	2	6、11月	

木工体験館

機器名称	機種名	設置場所	台数	点検回数	点検時期	備考
室外機	三菱ルームエアコン MUCZ-G2816	管理室	1	2	6、11月	
	三菱パッケージエアコン PUZ-ERMP160LA6	多目的室	1	2	6、11月	平成30年設置
室内機	三菱ルームエアコン MSZ-GV2816-W2810	管理室	1	2	6、11月	
	三菱パッケージエアコン PS-RP160KA14	多目的室	1	2	6、11月	平成30年設置

受水槽清掃点検項目一覧表

対象となる設備

名 称	容 量	有効水量	槽数	槽式	構造
ビジターセンター受水槽	6m ³	4m ³	1	1槽式	ステンレス
木工体験館受水槽	3m ³	2m ³	1	1槽式	FRP(強化プラスチック)
園地内第1受水槽	28.5m ³	25m ³	1	1槽式	コンクリート壁
中央トイレ 受水槽	2m ³	1.5m ³	1	1槽式	ステンレス

点検管理項目

項 目	受水層	管末水栓	点検管理期間		
			毎日	毎月	随時
遊離分離塩素	○	○			各年度1回
色 度	○	○			各年度1回
濁 度	○	○			各年度1回
臭 気	○	○			各年度1回
味	○	○			各年度1回
槽付近の状況	○				各年度1回
槽外側の変形・腐蝕	○				各年度1回
槽外への漏水	○				各年度1回
入口の締付け状況	○				各年度1回
通気管の防虫網	○				各年度1回
自動制御装置の状況	○				各年度1回
サクシオン管の腐蝕	○				各年度1回
給水装置の機能	○				各年度1回
揚水ポンプの状態	○				各年度1回
槽内の亀裂・塗装の劣化状況	○				各年度1回
槽内のはしごの腐蝕状況	○				各年度1回

簡易専用水道検査項目一覧表

対象となる設備

名 称	容量	使用水量	槽数	槽式	構造
ビジターセンター受水槽	6m ³	4m ³	1	1槽式	ステンレス
木工体験館受水槽	3m ³	2m ³	1	1槽式	FRP(強化プラスチック)
園地内第1受水槽	28.5m ³	25m ³	1	1槽式	コンクリート壁

検査項目

項 目	検査事項	点検検査期間		
		毎日	毎月	随時
施設の外観	水槽周囲の状態			各年度1回
	水槽本体の状態			各年度1回
	水槽上部の状態			各年度1回
	水槽内部の状態			各年度1回
	マンホールの状態			各年度1回
	オーバーフロー管の状態			各年度1回
	通気管の状態			各年度1回
	水抜き管の状態			各年度1回
	給水管の状態			各年度1回
水質検査	臭気			各年度1回
	味			各年度1回
	色			各年度1回
	濁り			各年度1回
	残留塩素			各年度1回
書類検査	書類の整備保存状況			各年度1回

浄化槽保守点検点検項目一覧表

対象となる設備

施設名	処理方式	容量	備考
中央トイレ	小型合併処理施設	50人槽	合併処理
スポーツ広場1	分離接触ばっ気式(三次処理装置付き)	30人槽	単独処理
スポーツ広場2	合併処理施設(分離接触ばっ気式)	225人槽	合併処理
小鳥の丘	小型合併処理施設	30人槽	合併処理
ラクウショウ谷	小型合併処理施設	30人槽	合併処理
展望のみち	小型合併処理施設	40人槽	合併処理
水辺の広場	小型合併処理施設	40人槽	合併処理
木工体験館	合併処理施設	25人槽	合併処理
ビジターセンター	合併処理施設	60人槽	合併処理

点検項目 スポーツ広場 2

項目	点検事項	点検整備期間					備考
		毎月	毎週	毎月	隔月	随時	
流入系統	流入状況					年26回	
	スクリーン、砂だまりの状況					年26回	
	原水ポンプの状況					年26回	
	破砕機、異常音	/	/	/	/	/	
	沈殿分離そうの状況	/	/	/	/	/	
	流量調整そうの状況	/	/	/	/	/	
	流入水温度	/	/	/	/	/	
	流入水pH	/	/	/	/	/	
接触ばっ気そう	接触材の生物膜の生育状況					年26回	
	接触材の目詰まりの有無					年26回	
	発砲の有無					年26回	
	ばっ気装置の状況					年26回	
	かくはん及び回流					年26回	
	剥離汚泥の生成状況	/	/	/	/	/	
	水温					年26回	
	pH					年26回	
沈殿そう	沈殿状況					年26回	
	越流の流水の状況					年26回	
	スカムの浮上					年26回	
汚泥濃縮そう 及び 汚泥貯留そう	臭気の発生					年26回	
	スカムの浮上					年26回	
	越流堰の異物の付着					年26回	
	汚泥引き抜き要、不要					年26回	
消毒そう	スカム等の浮上の有無					年26回	
	消毒剤の投入					年26回	少なければ投入
臭気	各室の臭気の発生状況					年26回	
処理水の水質	色相					年26回	
	臭気					年26回	
	水温					年26回	
	pH					年26回	
	残留塩素					年26回	
	亜硝酸反応					年26回	
	透視度					年26回	
	機器類の点検	原水ポンプ	/	/	/	/	/
流量調整ポンプ						年26回	電流、音振動、リレーのチェック
消泡ポンプ		/	/	/	/	/	
排水ポンプ						年26回	
ばっ気用ブロワー						年26回	電流、音振動、リレー、オイル、ベルトのチェック
攪拌用ブロワー						年26回	

点検項目 スポーツ広場 2 以外の施設

点検事項	点検整備期間					備 考
	毎月	毎週	毎月	隔月	随時	
SV10(%)						
pH				1回		
透視度				1回		
残留塩素				1回		
亜硝酸反応				1回		
臭気				1回		
逆洗 有・無				1回		
スカム及び汚泥堆積量				1回		
水温				1回		
生物膜の状況				1回		
消毒剤(錠)				1回		

浄化槽法定検査項目一覧表

対象となる設備

施設名	処理方式		容量
中央トイレ	合併処理	小型合併処理施設	50人槽
スポーツ広場1	単独処理	分離接触ばっ気式(三次処理装置付き)	30人槽
スポーツ広場2	合併処理	分離接触ばっ気式(スクリーン有り)	225人槽
小鳥の丘	合併処理	小型合併処理施設	30人槽
ラクウショウ谷	合併処理	小型合併処理施設	30人槽
展望のみち	合併処理	小型合併処理施設	40人槽
水辺の広場	合併処理	小型合併処理施設	40人槽
木工体験館	合併処理	合併処理施設	25人槽
ビジターセンター	合併処理	合併処理施設	60人槽

点検項目

項目	細項目	内容	点検期間
外観検査	設置状況	破損、変形、漏水、土砂の流入等	各年度1回
	設備の稼働状況	ポンプ、ばっ気装置、制御装置、生物膜の状況、活性汚泥の状況等	〃
	水の流れ方の状況	原水ポンプ槽の水位、ばっ気槽の水位・水流、沈殿槽の水位・水流、接触ばっ気槽の汚泥・スカム、消毒槽の汚泥・スカム、汚泥の流出状況等	〃
	使用の状況	油脂類の流入、異物の流入等	〃
	悪臭の発生状況	悪臭の発生、悪臭防止措置の実施	〃
	消毒の実施状況	消毒剤の有無、処理水と消毒剤の接触	〃
	カ、ハエ等の発生状況	カ、ハエ等の発生状況	〃
書類検査	保守点検の記録	記録の有無、点検回数、保守点検業者	〃
	清掃の記録	記録の有無、前回清掃日、清掃業者名	〃
水質検査	水素イオン濃度(pH)		〃
	汚泥沈殿率		〃
	溶存酸素量		〃
	塩素イオン濃度		〃
	残留塩素濃度		〃
	透視度		〃
	生物化学的酸素要求量		〃

雨水ろ過ユニット保守点検項目一覧表

対象施設

機器名称	機器仕様
雨水ろ過装置	処理能力 6.0m ³ /h
雨水循環ポンプ	雑排水水中ポンプ 80φ*750L/min*15kw*3φ*200V
制御盤装置	
消毒剤注入装置	

点検項目

点検項目	点検回数等	点検時期	備 考
フィルターチェック	3回	7、11、2月	
コーラルサンドチェック	3回	7、11、2月	
赤外線放射測定	3回	7、11、2月	
逆流洗浄再生	3回	7、11、2月	
ポンプ音又チェック	3回	7、11、2月	
ストレーナーポット清掃	3回	7、11、2月	
電流測定	3回	7、11、2月	
電圧測定	3回	7、11、2月	
絶縁測定	3回	7、11、2月	
マンホール開放	3回	7、11、2月	
タイマー調整	3回	7、11、2月	
滅菌タンクチェック	3回	7、11、2月	
滅菌機調整	3回	7、11、2月	
塩素消毒剤充填	3回	7、11、2月	
次亜塩素酸ソーダ	6缶	7、11、2月	6%低食塩型
フィルター交換	12本	2月	FEK-L500

展示設備保守点検対象設備一覧表

区分	細分	名称	規格等	個数	備考
情報ゾーン	天竜奥三河 国定公園の紹介	トンボ模型	FRP製 L=500	1	
		カブトムシ模型	FRP製 L=500	1	
		公園の概要紹介映像ハード機器	50インチ液晶ディスプレイ、DVDプレイヤー	1	
		公園の概要紹介映像ソフト	DVDソフト	1	
	季節のスケッチブック	写真パネル	スチール複合版ジョイント加工 1,500×1,900	4	
		地表ジオラマ	FRP成形着色約1200×200×約 900 t10強化ガラス×2合わせガラ ス+t8強化ガラス/st骨組み	4	
		既設のスケッチブック音ハード機器	センサー、アンプ、スピーカー、オーディオレコーダー	1	
	既設のスケッチブック音ソフト	PCカード	1		
観察ゾーン	音響装置	音響装置	CDプレイヤー、アンプ、スピーカー、CDソフト	1	
体験展示ゾーン	バードツリー	キビタキ模型	FRP製 l=1,000	1	
		バードツリー	実物型取り樹脂成形	1	
	体験テーブル	シルエットパネル	木製パズル	2	
		鳥の声を聞こう読み取り装置	スキャントーク、専用冊子	1	
	森の広場	カタツムリ型着ぐるみ	FRP形着色し上げ L=1,500	1	
		小動物拡大模型	FRP形着色し上げ	1	
鳥の巣拡大模型		FRP形着色し上げ L=1,000	1		
創作展示ゾーン	レクチャースペース映像ハード		DVDプレイヤー、プロジェクター、パワードミキサー、スピーカー、100インチスクリーン	1	

自動ドア保守点検項目一覧表

対象となる設備

名 称	種 別	機 種	備 考
ビクターセンター玄関 風除室 外側	電動式	両引(DS-60型)	
ビクターセンター玄 関風除室 内側	電動式	両引(DS-60型)	

点検項目

項 目	細 分	点検整備期間	備 考
ドアサッシ部	無目点検カバーの取付状態	各年度2回	5月、11月
	ガイドレール内の状態		
	扉の状態		
	扉の錠の作動		
	全閉時の戸先隙間		
動力部・作動部	手動開閉		
	異音		
	エンジンの締め付け		
	駆動軸の変形・磨耗		
	プーリーの変形・磨耗(駆動:従動)		
	ベルト・ワイヤーチェーンの緩み・磨耗		
制御装置	開速度		
	閉速度		
	クッション作動		
	開き保持時間		
懸架部	ハンガーレールの磨耗・締め付け		
	吊戸車の磨耗・損傷・締め付け		
	踊り止隙間		
	ドアストッパーの締め付け		
検出装置	センサー検知範囲・感度		
	補助センサー作動		
電気回路	総合動作(通常開閉動作・反転動作)		
	配線の支持・接続		
	電源電圧		
	絶縁抵抗(不具合時のみ調査確認)		
	電線被覆の状態		
使用状況	開閉回数		
	セフティターン回数		

清掃業務一覧表

建築物名	区 分	面積(m ²)	該当室名	日常清掃 (原則開館日 掃き掃除等)	定期清掃	備 考 (定期清掃業務内容)
ビクター センター	長尺シート床	108.1	作業室	毎日	6、10、2月	(機械清掃/ワックス)
			ボランティア室	毎日	6、10、2月	(機械清掃/ワックス)
	石材・特殊硝子床	90.8	風除室	毎日	6、10、2月	(機械清掃)
			便所	毎日	6、10、2月	(機械清掃)
			機械室		6、10、2月	(機械清掃)
			ポンプ室		6、10、2月	(機械清掃)
	木 床	506.1	展示ホール	毎日	6、10、2月	(機械清掃)
			展示室1	毎日	6、10、2月	(機械清掃/ワックス塗料)
			展示室2	毎日	6、10、2月	(機械清掃/ワックス塗料)
			事務室	毎日	6、10、2月	(機械清掃/ワックス塗料)
			廊下	毎日	6、10、2月	(機械清掃/ワックス塗料)
	透明・スリ・防煙・高窓ガラス	123.5	全体	週1回	6、10、2月	(機械清掃/手拭き)
	テラス床	74.0	テラス	週1回	2月	(機械清掃/木部保護材塗装)
アクリル板	44.0	羽ばたきブリッジ		6、10、2月	(手拭き)	
展示戸棚		全体	週1回			
木工体験 館	木 床	119.2	木工室	毎日	12月	(機械清掃/ワックス)
		82.8	展示室	週1回	12月	(機械清掃/ワックス)
		16.6	管理室	週1回	12月	(機械清掃/ワックス)
		22.6	入口・廊下	毎日	12月	(機械清掃/ワックス)
		9.7	倉庫		12月	(機械清掃/ワックス)
	石材・タイル床	15.5	便所	毎日	12月	(機械清掃)
	窓ガラス		全体	2月に1回	12月	(手拭き)

森林公園施設管理区域面積表

名 称	施設面積 (m ²)	施設周辺緑地 等区域(m ²)	算出根拠
	A	B	
ビジターセンター	3,048	1,200	
木工体験館	266	1,150	
作業舎	300	180	プレハブ小屋、休憩小屋、車庫区域含む
公衆トイレ	206	0	
展望台A(東側)	22	500	
展望台B(西側)	34	0	
冒険の森	26,000	0	
里桜の丘	2,000	1,500	
中央広場	1,950	0	
旧公園会館跡地広場	1,045	0	
くりた園	2,200	2,000	
つつじヶ丘	1,400	1,000	
小鳥の丘	3,250	2,600	
みどりの丘	1,000	1,200	
梅 園	300	500	
かおりの広場	3,520	0	
みはらし広場	700	1,200	
うぐいす谷親水広場	6,210	2,000	
水辺の広場(東側)	3,850	0	
水辺の広場(西側)	790	0	
花木の丘	2,800	1,400	
イベント広場	2,400	1,000	
つどいの広場	4,800	1,500	
スポーツ広場	14,700	2,500	
ピクニックガーデン	1,650	1,600	
第1駐車場	1,000	0	
第2駐車場	3,550	1,400	
第3駐車場	5,965	360	賃貸借契約書より
第4駐車場	1,367	0	賃貸借契約書より
第5駐車場	2,230	0	
第6駐車場	4,150	0	
第7駐車場	1,220	950	
第8駐車場	1,300	0	
第9駐車場	75	0	
林道長坂線	9,385	7,508	L=1,877m、幅員=5.0m
林道岩水寺線	5,154	3,436	L=859m、幅員=6.0m
林道田村線	2,284	2,284	L=571m、幅員=4.0m
林道雲岩寺線	3,060	3,400	L=850m、幅員=3.6m
林道尾野線	11,568	9,640	L=2,410m、幅員=3.6~6.0m
管理道	19,050	25,400	L=6,350m、幅員=3m
歩道	20,940	55,840	L=13,960m、幅員=1.5m
小計	176,739	133,248	
計 (A+B)	309,987		

県立森林公園管理道延長集計表

1 林道（5路線）

名 称	管理延長(m)
林道長坂線	1,877
林道岩水寺線	859
林道田村線	571
林道雲岩寺線	850
林道尾野線	2,410
計	6,567

2 管理道（14路線）

名 称	管理延長(m)
炭焼き小屋線	50
平山線	340
林道田村体験館横線	400
森の家線	240
吊り橋入口線	50
吊り橋第8駐車場線	250
田村線先線	250
カエデの森線	300
西ノ谷線	1,250
運動の道線	1,250
スポーツ広場線	550
三方原用水脇線	620
イベント広場第6駐車場線	300
スポーツ広場西側連絡線	500
計	6,350

森林公園施設管理区域面積算出根拠

名 称	面積(m2)
里桜の丘	2,000
くりた園	2,200
つつじヶ丘	1,400
小鳥の丘	3,250
みどりの丘	1,000
梅 園	300
みはらし広場	700
かおりの広場	3,520
花木の丘	2,800
イベント広場	2,400
つどいの広場	4,800
スポーツ広場	14,700
ピクニックガーデン	1,650
計	40,720

森林公園施設内の給水配管一覧表

区分	No	管種	管径Φ (mm)	延長 (m)	布設 年度	備 考
幹線	1	PE	50	913.3	H15	水源から第1受水槽
	2	PE	50	362.0	H15	第1受水槽～木工体験館先
	3	PE	50	400.0	H15	第1受水槽～作業舎分岐路
	4	PE	50	392.2	H21	作業舎分岐～水辺の広場
	5	VP	50	100.0	S47	水辺の広場～かおりの広場
	6	鋼	75	7.3	H21	県道～第6駐車場
	7	VP	75	80.0	H2	第6駐車場付近
	8	HPE	75	580.3	H20、21	第6駐車場～スポーツ広場
	9	PE	25	249.4	H21	No.8三方原用水横断地点～つどいの広場
	10	VP	25	180.0	S43	第4駐車場～探鳥の道
	11	VP	25	348.6	S44	カエデの道
	12	VP	50	302.4	H4	うぐいす谷の道
	13	VP	20	182.0	H4	うぐいす谷の道
	14	VP	25	150.0	S44	木工体験館先～茶店
	15	PE	25	100.0	H21	作業舎分岐～作業舎
	16	PE	25	11.4	H21	運動の道分岐付近
	小計			4,358.9		
支線	1	HIVP	25	100.0	H4	茶店～田村線トイレ
	2	VP	20	155.0	S44	冒険の森
	3	VP	25	33.0	S44	里桜の丘
	4	VP	50	28.0	H4	うぐいす谷
	5	VP	25	30.0	H2	スポーツ広場
	6	VP	30	92.0	H2	ピクニックガーデン
	7	VP	40	30.0	H2	スポーツ広場のトイレ
	8	PE	25	21.5	H2	つどいの広場
	9	VP	25	74.0	S44	くりた園
	小計			563.5		
計				4,922.4		

(管種の説明)

管 種	内 容
P E	水道用ポリエチレン2槽管
V P	水道用硬質塩化ビニール管
HIVP	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管
HPE	水道用耐震型高密度ポリエチレン管